

第1編 県が実施する水防活動

第1章 総 則

第1編 県が実施する水防活動

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、洪水、内水等による水災を警戒し、防御し、被害を軽減することを目的として、岐阜県内の水防業務及びその円滑な実施のために必要な事項を規定するものである。

第2節 水防責任等

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保する責任を有する。
(法第3条の6)

2 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。(法第3条)

3 気象庁長官（名古屋地方気象台又は岐阜地方気象台）の責任

気象の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び岐阜県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第10条第1項)

4 国土交通大臣（中部地方整備局）の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力を行う。(河川法第22条の2)
- (2) 木曽川、揖斐川（根尾川）、長良川及び庄内川に洪水のおそれがあると認められるときは、名古屋地方気象台及び岐阜地方気象台と共同してその状況を水位又は流量を示して、当該河川の状況を知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第10条第2項)
- (3) 牧田川、杭瀬川、伊自良川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第13条第1項)
- (4) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (5) 木曽川、揖斐川、根尾川、牧田川、杭瀬川、長良川、伊自良川及び庄内川について洪水

により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発しなければならない。
(法第16条第1項)

5 知事（水防隊本部長、支隊長）の責任

- (1) 洪水予報の通知を受けた場合、水防管理者及び量水標管理者（国土交通省関係を除く。以下同じ。）に通知しなければならない。（法第10条第3項）
- (2) 洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して、岐阜県水防計画に定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。（法第11条第1項）
- (3) 牧田川、杭瀬川、伊自良川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した通知を受けた場合、水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。（法第13条第3項）
- (4) 犀川、境川、糸貫川、伊自良川、板屋川、鳥羽川、新境川、津屋川、牧田川、杭瀬川、相川、泥川、大谷川、武儀川、津保川、長良川、可児川、土岐川、阿木川、中津川、木曽川、宮川、高原川、荒城川（以下、「水位周知河川」という。）について氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第13条第2項）
- (5) 洪水予報河川又は水位周知河川について、想定最大降雨規模により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村の長に通知しなければならない。（法第14条第3項）
- (6) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (7) 水防警報河川について、洪水又は高潮によって災害が発生する恐れがあるときは、水防警報を発表しなければならない。（法第16条第1項）
- (8) 国土交通大臣の発した水防警報を受けたとき、又は前項の水防警報を発したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。（法第16条第3項）
- (9) 水防の信号を定めなければならない。（法第20条）

6 量水標管理者の責任

量水標の水位が本計画に定める通報水位を超えるときは、その水位を関係者に通報しなければならない。（法第12条第1項）なお、「川の防災情報」等のシステムが正常に作動している時は、これに代えることができる。

量水標等の水位が警戒水位を超えるときは、その水位情報を公表しなければならない。（法第12条第2項）

観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない場合は、速やかに欠測等

の状況を関係機関等に周知するとともに、速やかにその原因を究明し早期の復旧に努めること。

7 放送局・日本電信電話株式会社・その他通信、報道機関の協力

水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう、必要に応じて協力する。(法第27条)

8 一般県民の水防義務

水防のためやむを得ず必要な場合に、水防管理者、水防団長又は消防機関の長から要請を受けた者は、水防に従事する。(法第24条)

9 水防協力団体の義務

水防協力団体は、水防団及び消防機関と連携して水防に関する業務を行わなければならない。(法第38条)

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。(法第2条第4項)

2 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。(法第2条第5項)

3 水防管理団体

水防の責任を有する市町村、水防事務組合又は水害予防組合をいう。(法第2条第2項)

4 指定水防管理団体

県内の水防管理団体中、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。(法第4条)

5 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。(法第2条第3項)

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

8 洪水予報

気象庁長官は、国土交通大臣又は県が洪水予報河川について、国土交通大臣又は県と共同で、洪水のおそれがあると認められるとき、その状況を一般に周知せしめるため行う発表をいう。（法第10条、第11条）

9 洪水予報河川

- (1) 国土交通大臣が洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川をいう。（法第10条第2項）
- (2) 前記以外の河川で知事が洪水により相当の損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川をいう。（法第11条第1項）

10 水位到達情報

- (1) 氾濫危険情報 水位周知河川について、洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を表示して関係者に通知するとともに一般に周知するもの。（法第13条）
- (2) 氾濫警戒情報 水位周知河川について、避難判断水位に達したときは、その水位の状況を関係者に通報するもの。

11 水位(情報)周知河川

流域面積が比較的小さく、洪水予報により住民の安全な場所への避難を可能にする時間的余裕がない河川であって、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を設定することにより、水災時の被害軽減を図ろうとする河川で指定したもの。（法第13条第1項・第2項）

12 水防警報

水防警報河川について、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項）

13 水防警報河川

洪水又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあると認めて指定したもの。（法第16条第1項）

14 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制

に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

17 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

19 氾濫開始相当水位

市町村長の緊急安全確保発令の目安となる水位であり、氾濫発生情報の発表基準となる水位。

20 水防協力団体

水防管理者の指定により、水防団及び水防を行う消防機関と連携して、以下の水防活動に協力する団体をいう。（例えば、公益法人・NPO等）（法第36条第1項）

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動
- (2) 水防に関する情報等の収集及び提供
- (3) 水防に関する調査及び研究
- (4) 水防に関する知識の普及及び啓発
- (5) (1)～(4)の業務に附帯する業務

21 毎時毎

毎時とは、1時、2時、3時の如く分針が12時を指している時刻をいい、毎時毎とはその時刻

毎をいう。

22 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

23 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

24 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

第4節 安全配慮

水災に際し、水防活動に従事する職員は、自己の安全対策に十分留意するものとする。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (4) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

第5節 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（岐阜県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

1 河川管理者の協力が必要な事項

- (1) 管理河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報

2 河川管理者の援助が必要な事項

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第6節 流域下水道管理者の協力

流域下水道管理者岐阜県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、流域下水道に関する情報（流域下水道施設における溢水に関する情報）の提供（伝達方法については、流域下水道管理者から岐阜県水防隊本部「県河川課」を通じて行う）
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、流域下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

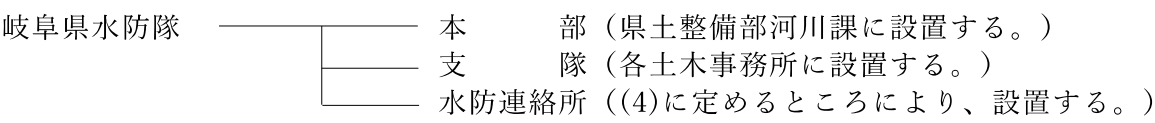
第2章 県における水防組織

第2章 県における水防組織

第1節 岐阜県水防隊の設置

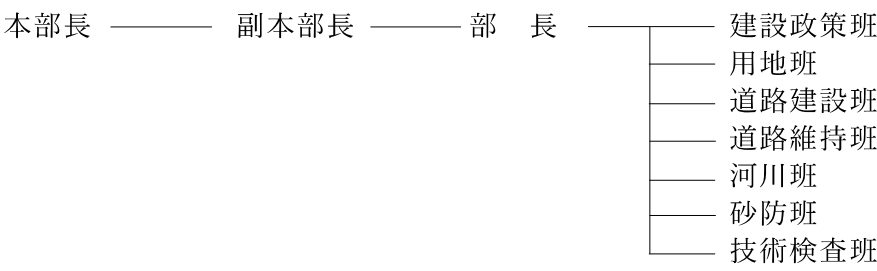
1 設置基準

水防に係りのある気象の予報警報等により、洪水等のおそれがあると認められ、第2節に定められる非常配備を行うときから、それが解除されるまで、県下の水防管理団体が行う水防の統括連絡を図るため、次のとおり岐阜県水防隊（以下「水防隊」という。）を設置する。なお、岐阜県災害対策本部が設置されたときは、同本部に統合され、その事務を処理する。



2 水防隊本部

水防隊本部の組織は、次のとおりとする。



各班の任務は、岐阜県地域防災計画に定めるほか、次表によるものとする。

(1) 知事・副知事

職名	担当職	任務
本部長	知事	水防隊の統括及び隊員の指揮監督
副本部長	副知事	本部長の補佐及び本部長に事故あるときの任務の代理

(2) 県土整備部（部長担当職：県土整備部長）

班名	班長	副班長	任務
建設政策班	建設政策課長	建設政策課 管理調整監	①県土整備部内の連絡調整に関すること。 ②その他部長の命ずること。
河川班	河川課長	河川課 管理調整監	①水防計画に関すること。 ②予警報等の連絡及び気象情報等の収集に関すること。 ③現地水防指導に関すること。 ④水防物資の収集、輸送及び保全に関すること。 ⑤建設業者の水防対策のための連絡調整に関すること。 ⑥民間等交通輸送施設の水防応急対策に関すること。

			⑦その他水防に関する一切のこと。
道路維持班	道路維持課長	道路維持課 管理調整監	①交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。 ②道路情報に関すること。 ③その他部長の命ずること。
砂防班	砂防課長	砂防課 管理調整監	①土砂災害発生箇所の調査及びその対策に関すること。 ②土砂災害警戒情報に関すること。 ③土木施設災害の調査及び対策に関すること。 ④その他部長の命ずること。
用地班	用地課長	用地課 管理調整監	①部長の命ずること。
道路建設班	道路建設課長	道路建設課 管理調整監	①部長の命ずること。
技術検査班	技術検査課	技術検査課 管理調整監	①部長の命ずること。

3 水防支隊

水防支隊は、「岐阜県災害対策本部の支部」を構成する各班のうち、土木班をもって組織し、支隊長には土木班長（土木事務所長）を充てる。

支隊の担当区域は次表のとおりとし、その分担任務は、岐阜県地域防災計画に定めるほか、次によるものとする。また、支隊内部の分担任務は、本部に準じて支隊長が定めるものとする。

(1) 支隊の担当区域

支隊名	担当区域
岐阜支隊（岐阜土木班）	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
大垣支隊（大垣土木班）	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡
揖斐支隊（揖斐土木班）	揖斐郡
美濃支隊（美濃土木班）	関市、美濃市
郡上支隊（郡上土木班）	郡上市
可茂支隊（可茂土木班）	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
多治見支隊（多治見土木班）	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那支隊（恵那土木班）	中津川市、恵那市
下呂支隊（下呂土木班）	下呂市
高山支隊（高山土木班）	高山市（旧吉城郡国府町、旧上宝村を除く）、大野郡
古川支隊（古川土木班）	飛騨市、高山市（旧吉城郡国府町、旧上宝村）

(2) 支隊の分担任務

- ア 水防計画に関すること。
- イ 予警報等の連絡及び気象情報等の収集に関すること。
- ウ 洪水予報河川において洪水予警報を発表すること。
- エ 必要に応じて水防警報を発表すること。
- オ 水位周知河川において避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報及び氾濫発生情報を発表すること。（下呂支隊を除く）

- カ 現地指導に関すること。
- キ 水防物資の収集、輸送及び保全に関すること。
- ク 土木施設災害の調査及び対策に関すること。
- ケ 建設業者の水防対策のための連絡調整に関すること。
- コ 民間等交通輸送施設の水防応急対策に関すること。
- サ 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。
- シ 道路情報に関すること。
- ス 土砂災害発生箇所の調査及びその対策に関すること。
- セ 土砂災害警戒情報に関すること。
- ソ その他水防に関する一切のこと。

4 水防連絡所

降雨、水位等の状況により災害の発生が予想される場合に、各支隊長が次の水防上特に重要な水防管理団体に、水防連絡員を派遣することにより、水防連絡所を設置する。

水防連絡所の設置場所及び分担任務は、次のとおりとする。

(1) 水防連絡所の設置場所

連絡所名	管轄支隊名	連絡所設置場所
岐阜市水防連絡所	岐阜支隊	岐阜市役所内
木曽川右岸地帯水防連絡所	岐阜支隊	木曽川右岸地帯水防事務組合内
羽島市水防連絡所	岐阜支隊	羽島市役所内
大垣輪中水防連絡所	大垣支隊	大垣輪中水防事務組合内
海津市水防連絡所	大垣支隊	海津市役所内
郡上市水防連絡所	郡上支隊	郡上市役所内

(2) 水防連絡所の分担任務

水防指令、水書報告、情報連絡、応援要請、その他水防に関する一切の連絡。

第2節 非常配備

1 水防隊本部の非常配備

水防活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、岐阜県地域防災計画及び本節に定めるところにより非常配備を行う。

非常配備の基準は、次表によるものとする。

(1) 非常配備の基準

区分	配備時期	配備につく班	人員及び体制
第1配備	○次の注意報等のうちいずれかが発せられたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報	河川班 道路維持班 砂防班	河川班2名以上、その他の班は所要の人員をもって当たり、情報連絡活動を主とし、

	・大雨警報(土砂災害)(河川班) ○水防団待機水位(通報水位)に達したとき。(河川班) ○その他本部長がこの体制を命じたとき。		事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる体制とする。
第2配備	○次の警報のうちいずれかが発せれたとき。 ・大雨警報(河川班:浸水害、砂防班:土砂災害) ・洪水警報(砂防班を除く) ○氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき。(河川班) ○その他本部長がこの体制を命じたとき。	河川班 道路維持班 砂防班	河川班5名以上、その他の班は所要の人員をもって当たり、水防活動の必要な事態となれば、そのままで遅滞なく水防活動が遂行できる体制とする。
第3配備	○氾濫危険水位に到達したとき。 ○大雨、洪水及び暴風のすべての警報が発表されたとき。 ○気象特別警報又はそれに準じる気象条件が発生したとき。 ○土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ○避難指示が発令されたとき。 ○その他本部長がこの体制を命じたとき。	水防隊本部の全ての班	第2配備に加え、各班において定められる必要な人員を追加で配備する。

ア 各班長は、あらかじめ前項の非常配備員の編成をし、県土整備部長に届けるとともに、管財課(守衛室)へ連絡しておくものとする。

イ 非常配備についたときは、直ちにその旨を本部長(河川班)に連絡し、適切なる指示を受けるものとする。

ウ 非常配備についたときは、次に例示する資器材を点検するとともに、全力をあげて水防業務の遂行に努め、交替者との引継ぎを完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。
点検すべき資器材(例):端末機、電話機、無線機、ファックス、水防諸用紙

エ 水防隊本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自動的に出動しなければならない。

オ 水防隊本部員は、自らの配備時期を常に確認しておくとともに、非常配備体制中は、止むを得ない場合のほか、外出を避け待機しなければならない。

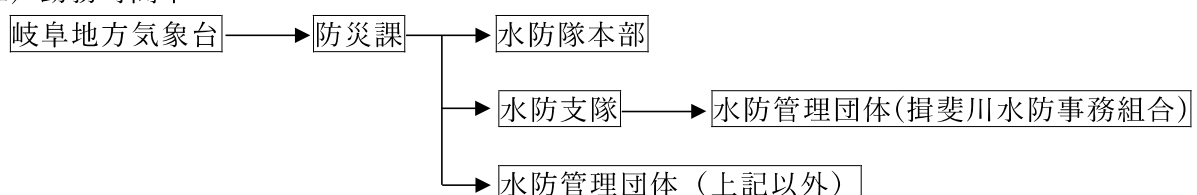
2 水防支隊の非常配備

水防支隊の非常配備は、水防隊本部の非常配備に準じ実施するものとする。

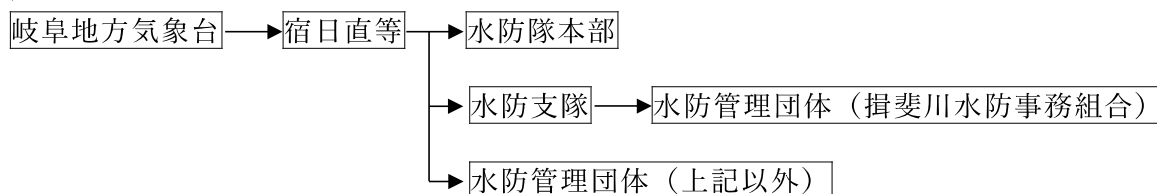
3 非常配備の伝達

防災課は、岐阜地方気象台から、気象に関する警報等の伝達を受けたときは、岐阜県地域防災計画に定めるところにより、庁内関係班、水防支隊(土木事務所)及び市町村に対しては防災情報通信システムで、所要の伝達を行うものとする。また、勤務時間外における伝達は、宿日直等が上記伝達を行うものとする。

(1) 勤務時間中



(2) 勤務時間外



第3節 執務

1 水防隊本部の執務

- (1) 水防隊本部員は、第2章第2節に定めるところにより非常配備につく。
- (2) 水防隊本部（河川班）は、気象情報等について、防災課から防災情報通信システムにより受信したことを確認する。雨量・水位について、(2)②に定めるところにより行う。また、必要に応じ、中部地方整備局（各河川事務所等）から報告を受け、適宜、情報連絡や水防指示等を行う。
- (3) 水防隊本部（河川班）は、必要に応じ、又は要求があったときは、中部地方整備局（各河川事務所等）及び岐阜地方気象台へ、水位の状況を通報する。
- (4) 水防隊本部（河川班）は、岐阜地方気象台から要求があったときは、各水防支隊、各水防管理団体その他関係者と密接な連絡をとり、必要に応じ各管内の雨量を報告させるとともに、直ちに岐阜地方気象台へ通知する。
- (5) 水防隊本部（河川班）は、洪水予報河川に関して、中部地方整備局、木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所、庄内川河川事務所から、洪水予報の伝達を受けた場合は、第3章に定めるところにより、速やかに対応水防管理団体、管轄水防支隊、防災課及び警察本部に対して所要の伝達を行うとともに、岐阜県河川情報システム等を活用し、ホームページ等により、県民に公表する。
- (6) 水防隊本部（河川班）は、洪水予報河川に関して、水防支隊から、洪水予報の伝達を受けた場合は、第3章に定めるところにより、速やかに防災課及び警察本部に対して所要の伝達を行う。
- (7) 水防隊本部（河川班）は、水位周知河川及び水防警報河川に関して、中部地方整備局、木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所、庄内川河川事務所から、水位到達情報及び水防警報の伝達を受けた場合は、第3章に定めるところにより、速やかに対応水防管理団体、管轄水防支隊、岐阜地方気象台、報道機関、防災課及び警察本部に対して所要の伝達を行うとともに、岐阜県河川情報システム等を活用し、ホームページ等により、県民に公表する。
- (8) 水防隊本部（河川班）は、水位周知河川及び水防警報河川に関して、水防支隊から、水位到達情報及び水防警報の伝達を受けた場合は、第3章に定めるところにより、速やかに岐阜地方気象台、報道機関、防災課及び警察本部に対して所要の伝達を行う。
- (9) 警報等に伴ってその対策を要する場合は、警報等の伝達と併せて、又は別個にその対策を指示又は連絡するものとする。

- (10) 災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信施設若しくは無線設備による伝達ができない場合は、岐阜県地域防災計画に定めるところにより、報道機関に協力を要請して行うものとする。

2 水防支隊の執務

- (1) 水防支隊員は、水防隊本部の非常配備に準じて、速やかに非常配備につくとともに、水防隊本部（河川班）に報告しなければならない。また、防災情報通信システムが設置されていないため、第2節(3)により伝達されない次の水防管理団体に対して、所要の伝達を行うものとする。

水防支隊	水防管理団体
揖斐支隊（揖斐土木班）	揖斐川水防事務組合

- (2) 雨量・水位について、次に定めるところにより水防隊本部（河川班）へ報告をし、適宜、水害報告、情報連絡、応援の要求、現地指導、水防指示等を行う。

雨量報告	○各支隊に設置されている岐阜県の雨量観測施設により観測を行い、非常配備体制中は、次の事項を水防隊本部（河川班）へ報告しなければならない。（ただし、岐阜県河川情報システムが正常に作動している場合は、その報告があったものとみなす。） ・ 降り始めの時刻 ・ 毎時毎の時間雨量及び積算雨量 ・ 雨が止んだときの時刻及び積算雨量 ○各水防管理団体、その他雨量観測者と進んで連絡をとり、雨量に関する正確な資料を入手し、必要に応じて速やかに水防隊本部（河川班）へ報告するものとする。
水位報告	○水防管理者は、法第12条第1項の規定に基づき、気象等の状況により洪水等のおそれがあることを自ら察知したとき、又は洪水予報の通知を受けたときは、その後の水位の変動を監視し、その状況を管轄水防支隊長へ報告する。 ○上記の報告は、観察場所、日時、水位、増減の傾向見込について、次の場合に報告するものとする。なお、注意報等が解除になっても、水防団待機水位（通報水位）以下になるまでは毎時通報するものとする。 ・ 水防団待機水位（通報水位）に達したときから、この水位を下回るまでの間毎時毎 ・ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ・ 最高水位に達したとき ・ 氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき ・ 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき ○水防支隊長は、水防管理者から上記の報告を受けるほか、自ら水位状況の把握に努め、適宜水防隊本部（河川班）へ報告する。（ただし、岐阜県河川情報システムが正常に作動している場合は、その報告があったものとみなす。）

- (3) 水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）に達した場合は、速やかに対応水防管理団体に通報する。

- (4) 水防隊本部（河川班）から国土交通大臣が指定した河川に関して、洪水予報・水位到達情報及び水防警報を受報した場合は、速やかに対応水防管理団体に確認する。
- (5) 知事が指定した洪水予報河川に関して、岐阜地方気象台と共同して洪水予報を発した場合は、第3章第3節(3)洪水予報発表基準地点に定めるところにより、速やかに水防隊本部（河川班）、対応水防管理団体及び国の関係機関へ通報するとともに、岐阜県川の防災情

報を活用し、ホームページ等により県民に公表する。

- (6) 知事が指定した水位周知河川に関して、河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した場合は、第3章第5節(2) 水位到達情報発表基準地点に定めるところにより、速やかに水防隊本部（河川班）、対応水防管理団体へ通報するとともに、岐阜県川の防災情報を活用し、ホームページ等により県民に公表する。
- (7) 知事が指定した水防警報河川に関して、水防警報を発した場合は、第3章第7節(3)水防警報発表基準地点に定めるところにより、速やかに水防隊本部（河川班）、対応水防管理団体へ通報するとともに、岐阜県川の防災情報を活用し、ホームページ等により県民に公表する。
- (8) 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達に係る避難指示等の判断に関する助言を行った場合は、速やかに水防隊本部（河川班）に報告する。

第4節 解除

- (1) 非常配備の解除は、水防活動に必要な予報警報が解除になったときとする。ただし、予報警報が解除になっても、水位が水防団待機水位（通報水位）以下になるまでは、原則として非常配備を解除しない。
- (2) 非常配備の解除は①のほか、水防隊本部長又は水防支隊長が命ずる。
- (3) 非常配備を解除したときは、水防支隊長は、直ちに水防隊本部河川班長に報告しなければならない。

第5節 大規模氾濫減災協議会

知事が組織する大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」の取組を推進するものとする。

第3章 洪水予報及び水防警報

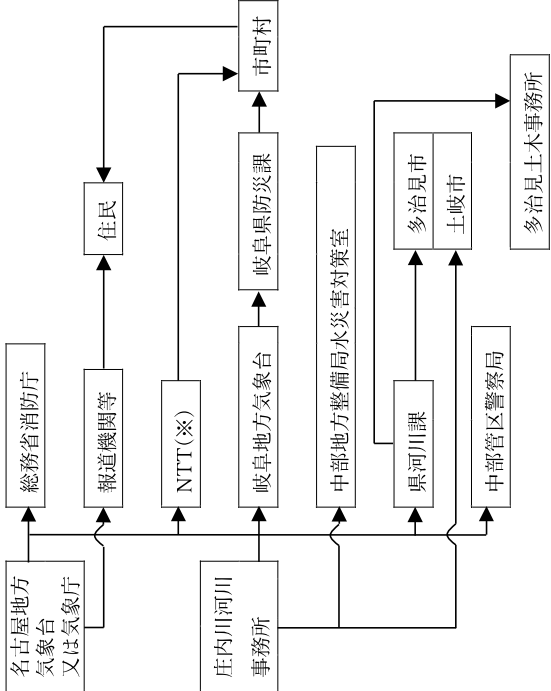
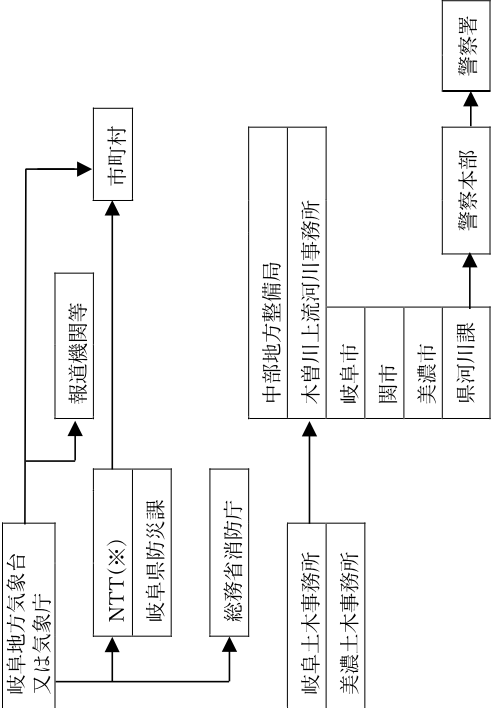
第3章 洪水予報及び水防警報

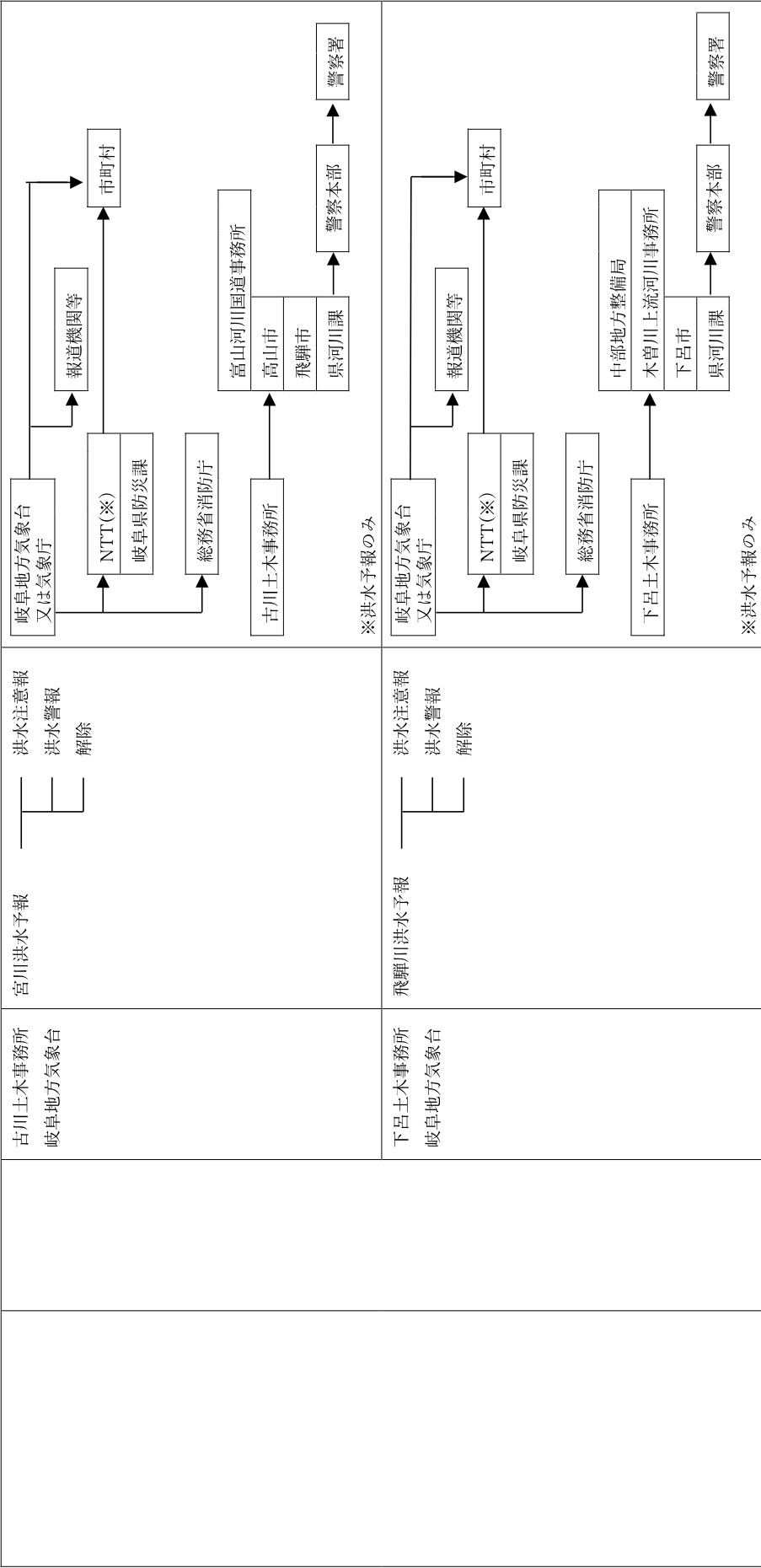
第1節 予報警報の種類
予報及び警報の種類は、下記のとおりである。

区分	根拠法	発表者	種類	伝達系統								
気象予警報 （岐阜地方気象台が気象業務法の定めるところにより、岐阜県下の水防活動の活用のため発表するもの。）	気象業務法 第14条の2第1項	岐阜地方気象台	水防活動の利用に適合する（水防活動用） 警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び 警報を除き、一般の利用に適合する特別警 報、警報及び注意報をもって代える。 <table><tr><td>大雨注意報</td><td>水防活動用気象注意報</td></tr><tr><td>大雨 警報 又は 大雨特別警報</td><td>水防活動用気象警報</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>水防活動用洪水注意報</td></tr><tr><td>洪水警報</td><td>水防活動用洪水警報</td></tr></table>	大雨注意報	水防活動用気象注意報	大雨 警報 又は 大雨特別警報	水防活動用気象警報	洪水注意報	水防活動用洪水注意報	洪水警報	水防活動用洪水警報	※洪水警報のみ (注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先 (注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路（岐阜県から市町村、市町村から住民の経路）
大雨注意報	水防活動用気象注意報											
大雨 警報 又は 大雨特別警報	水防活動用気象警報											
洪水注意報	水防活動用洪水注意報											
洪水警報	水防活動用洪水警報											

区分	根拠法	発表者	種類	伝達系統
津波警報等	気象業務法 第14条の2第1項	気象庁	予報及び警報は、随時水防活動の利用に適合する。	(注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先 (注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

区分	根拠法	発表者	種類	伝達系統
洪水予報 ア 国土交通省の河川事務所 と地方気象台が共同して、法 第10条第2項により指定され た河川（木曽川、揖斐川、長 良川）について、洪水のおそ れがあると認めるとき、それ ぞれの河川名を付けて発表 するもの。	法第10条第2項 気象業務法	木曽川上流河川 事務所	木曽川中流洪水予報 洪水注意報 洪水警報 解除	※1 地方 気象台 又は気象庁 総務省消防庁 報道機関等 住民 ※2 河川 事務所 NTT(※) 岐阜県防災課 中部地方整備局水災害対策室 水防隊本部 (県河川課) 水防管理団体 (市町村等) 用排水ひ門 ため池管理者 中部管区警察局 水防支隊 (土木事務所)
	第14条の2第2項	木曽川下流河川 事務所	長良川中流洪水予報 洪水注意報 洪水警報 解除	
		岐阜地方気象台	揖斐川中流洪水予報 洪水注意報 洪水警報 解除	
		名古屋地方気象 台	木曽川下流洪水予報 洪水注意報 洪水警報 解除	
			長良川下流洪水予報 洪水注意報 洪水警報 解除	
			揖斐川下流洪水予報 洪水注意報 洪水警報 解除	
※上記発表機関は、下表組み合わせによる				
		発表機関		
予報区間	木曽川上流河川事務所 岐阜地方気象台			
木曽川中流	名古屋地方気象台			
” 下流	木曽川下流河川事務所 名古屋地方気象台			
長良川中流	岐阜地方気象台			
” 下流	名古屋地方気象台			
揖斐川中流	岐阜地方気象台			
” 下流	名古屋地方気象台			
※洪水予報のみ				

区分	根拠法	発表者	種類	伝達系統
洪水予報 イ 名古屋地方気象台と庄内川河川事務所が共同して、法第10条第2項により指定された河川(庄内川)について、洪水のおそれがあると認めるとき、それぞれの河川名を付けて発表するもの。	法第10条第2項 気象業務法 第14条の2第2項	庄内川河川事務所 名古屋地方気象台	庄内川洪水予報 洪水注意報 洪水警報 解除	 ※洪水予報のみ
洪水予報 ウ 岐阜県と岐阜地方気象台が共同して、法第11条第1項により指定された河川(長良川、宮川、飛騨川)について、洪水のおそれがあると認めるとき、それぞれの河川名を付けて発表するもの。	法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第3項	岐阜土木事務所 美濃土木事務所 岐阜地方気象台	長良川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報 解除	 ※洪水予報のみ



区分	根拠法	発表者	種類	伝達系統
避難判断水位・氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)到達情報 (ア)国土交通大臣が発表するもの (イ)岐阜県知事が発表するもの	法第13条第1項	木曽川上流河川事務所	氾濫警戒情報 氾濫危険情報 <対象河川> 牧田川、杭瀬川、伊自良川	<pre> graph TD A[木曽川上流河川事務所] --> B[岐阜県防災課] B --> C[岐阜県地方気象台] B --> D[報道機関等] B --> E[水防管理団体
(市町村等)] B --> F[水防支隊
(土木事務所)] G[警察本部] --> H[市町村] H --> I[住民] </pre>
避難判断水位・氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)到達情報 氾濫発生情報 (イ)岐阜県知事が発表するもの	法第13条第2項	各関係土木事務所長	氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報 <対象河川> 犀川、境川、糸貫川、伊自良川、板屋川、鳥羽川、新境川、津屋川、牧田川、杭瀬川、相川、泥川、大谷川、武儀川、津保川、長良川、可児川、土岐川、阿木川、中津川、木曽川、宮川、高原川、荒城川	<pre> graph TD A[水防支隊
(土木事務所)] --> B[水防隊本部
(県河川課)] B --> C[岐阜県防災課] B --> D[岐阜県地方気象台
報道機関等] B --> E[警察本部] E --> F[警察署] B --> G[水防管理団体
(市町村等)] G --> H[住民] </pre>

区分	根拠法	発表者	種類	伝達系統
水防警報 (ア)国土交通大臣が発表するもの (木曽川、揖斐川、根尾川、牧田川、杭瀬川、長良川、伊自良川及び庄内川について、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあると認めるとき、国土交通大臣(木曽川上流、木曽川下流、庄内川河川事務所長)が水防を行う必要がある旨を警告して発表するもの。)	法第16条	木曽川上流河川事務所長	＜対象河川＞ 木曽川(今渡、犬山、笠松、起)、揖斐川(岡島、万石)、根尾川(山口)、牧田川(烏江)、杭瀬川(塩田橋、高瀬)、長良川(忠節、墨俣)、伊自良川(古川橋)	
		木曽川下流河川事務所長	＜対象河川＞ 木曽川(成戸)、揖斐川(今尾、油島)、長良川(成戸、油島)	
		庄内川河川事務所長	＜対象河川＞ 庄内川(土岐、多治見)	
水防警報 (イ)岐阜県知事が発表するもの (長良川、犀川、境川、糸貫川、伊自良川、板屋川、鳥羽川、新境川、津屋川、牧田川、杭瀬川、相川、泥川、大谷川、武儀川、津保川、可児川、土岐川、阿木川、中津川、木曽川、飛騨川、宮川、高原川及び荒城川について、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認めるとき、各関係水防支隊長(土木事務所長)が水防を行う必要がある旨を警告して発表をいう。)	法第16条	岐阜支隊長	水防警報準備 〃 解除 〃 情報	
		大垣支隊長	＜対象河川＞ 津屋川(腰越谷樋門)、牧田川(広瀬橋)、杭瀬川(塩田橋、赤坂大橋)、相川(野口)、泥川(室原新橋)、大谷川(新荒崎機場)	
		揖斐支隊長	＜対象河川＞ 杭瀬川(市橋)	
		美濃支隊長	＜対象河川＞ 長良川(美濃、上田)、武儀	

				川(谷口)、津保川(関、下之保)		
				<対象河川> 長良川(稲成、新美並橋、上田)		
				<対象河川> 津保川(関、下之保)、可児川(広見、門前橋)		
				<対象河川> 土岐川(金戸、瑞浪)		
				<対象河川> 阿木川(大門)、中津川(中津川)、木曾川(坂下山口※)		
				<対象河川> 飛騨川(上呂)		
				<対象河川> 宮川(高山、宮川下切)		
				<対象河川> 宮川(古川大橋)、高原川(西里橋)、荒城川(向町)		

※旧：落合水位観測所

第2節 国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報

1 種類及び発表基準

洪水予報の種類とそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	洪水予報の標題	発表する基準	備考
洪水警報	氾濫発生情報 (氾濫の発生)	堤防から越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。	氾濫が発生した時、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救助活動等が必要となる。命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す「警戒レベル 5(※)」に相当。
	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	基準点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる「警戒レベル 4(※)」に相当。
	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	基準点の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる「警戒レベル 3(※)」に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報 (氾濫注意水位)	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。	基準点の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル 2(※)」に相当。
	(発表しない) (水防団待機水位)	基準地点の水位が、水防団待機水位（通報水位）に到達したとき。	
解除	氾濫注意情報解除	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。	基準地点の氾濫注意情報の水位基準を下回り、氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。

※「警戒レベル〇」とは、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に示されている「警戒レベル 1～5」を意味する。

2 大雨特別警報解除後の洪水への呼びかけ「河川氾濫に関する情報」について（臨時洪水予報）

(1) 発表の時期

指定河川洪水予報を実施する国管理河川の予報区域（木曽川中流、木曽川下流、長良川中流、長良川下流、揖斐川中流、揖斐川下流、庄内川）の氾濫域に関わる岐阜県・愛知県・三重県の府県予報区（全域又はその一部）において大雨特別警報が発表されており、当該河川の予報区域において「氾濫発生情報」「氾濫危険情報」または「氾濫警戒情報」を発表中等の場合に、これに該当する府県予報区において大雨特別警報の一部または全てが警報等への切替時に実施する。

速やかに水位が下がる見込み等により、今後危険が見込まれないと河川事務所等が判断した場合「河川氾濫に関する情報」を発表しない場合がある。この場合、会見も実施しない。

また、大雨特別警報の警報等への切り替えから1日ほど後に水位が危険になる場合がある。このような長期の見通しが可能な予報区域（長大河川：木曽川）においては、洪水予報を発表していない場合であっても「氾濫危険情報」の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

(2) 複数の府県で大雨特別警報が発表されている場合

複数の府県で大雨特別警報が発表されている状況下では、2回目以降の会見は状況に応じて実施する。

(3) 対象河川

国管理のすべての洪水予報河川を対象とし、河川毎の概要を解説する。

(4) 伝達手段

- ・河川事務所等から都道府県、市町村にはFAX等で伝達する。
- ・気象台から都道府県、市町村へは警報への切り替えや、府県気象情報で伝達する。

3 伝達系統

伝達系統の流れ	→		
予報区間	発表者	県水防隊本部	対応水防管理団体及び管轄水防支隊
木曽川中流	木曽川上流河川事務所 名古屋地方気象台 岐阜地方気象台	河川班⇒防災課	美濃加茂市、可児市、坂祝町、各務原市、岐阜市、岐南町、 笠松町、羽島市、木曽川右岸地帯水防事務組合 ----- 岐阜支隊、可茂支隊
木曽川下流	木曽川下流河川事務所 名古屋地方気象台		岐阜支隊
長良川中流	木曽川上流河川事務所 岐阜地方気象台		各務原市、岐南町、笠松町、北方町、本巣市、養老町、岐阜市、 瑞穂市、安八町、羽島市、輪之内町、海津市、大垣市 ----- 岐阜支隊、大垣支隊
長良川下流	木曽川下流河川事務所 名古屋地方気象台		羽島市、海津市 ----- 岐阜支隊、大垣支隊
揖斐川中流	木曽川上流河川事務所 岐阜地方気象台		大垣市、羽島市、岐阜市、北方町、揖斐川町、池田町、本巣市、 大野町、瑞穂市、安八町、神戸町、輪之内町、養老町、海津市、 大垣輪中水防事務組合 ----- 揖斐支隊→揖斐川水防事務組合、岐阜支隊、大垣支隊
揖斐川下流	木曽川下流河川事務所 名古屋地方気象台		海津市 ----- 大垣支隊
庄内川	庄内川河川事務所 名古屋地方気象台		多治見市、土岐市 ----- 多治見支隊

4 洪水予報発表基準地点

河川名	観測所名	県名	地先名	位置 (km)	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	出動水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	計画高 水位 (m)	解 除
木曽川	今渡	岐阜	可児市今渡	左岸 69. 4	4.00	5.50	7.30	11.10	11.50	12.09	氾 濫 注 意 情 報 の 必 要 が な く な っ た と 認 め ら れ る と き
	犬山	愛知	犬山市栗栖	左岸 59. 7	5.80	9.20	10.40	11.60	12.20	14.22	
	笠松	岐阜	羽島郡 笠松町柳原町	右岸 40. 3	7.60	10.40	11.30	13.40	13.60	14.15	
	木曽成戸	〃	海津市 海津町成戸	右岸 24. 1	4.40	5.80	6.40	8.70	8.90	8.95	
揖斐川	岡島	〃	揖斐郡 揖斐川町岡島	右岸 57. 3	0.50	1.30	2.40	3.40	4.10	5.32	
	万石	〃	大垣市万石	右岸 40. 6	2.50	4.00	5.00	5.80	6.40	7.09	
	今尾	〃	養老郡 養老町大巻	左岸 27. 0	4.30	6.00	6.90	8.10	8.70	9.04	
根尾川	山口	〃	揖斐郡 大野町稲富	右岸 12. 7	1.40	2.20	3.50	3.50	3.90	5.80	
長良川	忠節	〃	岐阜市忠節町	左岸 50. 2	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68	
	墨俣	〃	大垣市墨俣町	右岸 39. 4	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94	
	長良成戸	〃	海津市 海津町成戸	左岸 24. 1	3.00	4.50	5.60	6.70	7.00	7.42	
庄内川	土岐	〃	土岐市 土岐津町高山	左岸 57. 8	2.40	3.00	4.00	4.50	4.70	6.39	
	多治見	〃	多治見市 豊岡町	右岸 49. 1	2.50	3.20	3.70	5.30	5.60	6.78	

発表者	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台

→

第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、避難判断水位に到達したが、
今後、水位は上昇しない見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇^し）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△^し）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□^し）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

各様式に同様に添付されます。

観測所名	水位危険度		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X ↓				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X ↓				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X ↓				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

各様式に同様に添付されます。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所				△△△水位観測所		□□□水位観測所			
	〇〇県〇〇市〇〇				〇〇県△△市△△		〇〇県□□市□□			
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	144.9	144.9	144.9	48.6		23.1			
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	144.6	144.6	144.6	48.0		21.5			
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	142.5	142.5	142.5	46.5		20.0			
レベル1水位 水防団待機水位	142.0				45.5		—			
受け持ち区間	〇〇川				〇〇川		□□川			
	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市			左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	
	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市			右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	
	〇×川				△△△川		—			
	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市			左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		—		
	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市			右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		—		
	〇〇〇〇川				—		—			
	左岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市			—		—			
	右岸	〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市			—		—			
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、				△△県△△市〇区、 △△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、		××県×市〇地区、 ××県〇市〇〇地区、 ××県××市〇〇〇地区、			

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

発表者		→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台		機関名		機関名		機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、当分の間、
氾濫注意水位付近の水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、当分の間、「氾濫注意水位」
付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市^し△△）では、当分の間、「氾濫注意水位」
付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市^し□□）では、当分の間、「氾濫注意水位」
付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者	
国土交通省	〇〇河川事務所	機関名		機関名		機関名	
気象庁	〇〇地方气象台						

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市^し△△）では、「氾濫注意水位」に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市^し□□）では、「氾濫注意水位」に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台		機関名		機関名		機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報〔洪水〕に引下げ】〇〇川では、避難判断水位を上回る水位が
続く見込み**

(主 文)

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に15ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		→	第1受報者		→	第2受報者		→	第3受報者	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台		機関名			機関名			機関名	

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、当分の間、 避難判断水位付近の水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		→	第1受報者		→	第2受報者		→	第3受報者	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台		機関名			機関名			機関名	

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、避難判断水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台	機関名		機関名		機関名	

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

**【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、避難判断水位に到達し、
今後、氾濫危険水位に到達する見込み**

（主 文）

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台

→

第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、今後、 氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台		機関名		機関名		機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、当分の間、
氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者	
国土交通省	〇〇河川事務所	機関名		機関名		機関名	
気象庁	〇〇地方気象台						

正規

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者	
国土交通省	〇〇河川事務所
気象庁	〇〇地方气象台

→

第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	

正規

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、急激な水位の上昇により、
氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		→	第1受報者		→	第2受報者		→	第3受報者	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台		機関名			機関名			機関名	

正規

〇〇川^{がわ}氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報【洪水】】〇〇川^{がわ}では、（堤防決壊による）氾濫が発生中

(主 文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{がわ}では、●●市^し●●地区（△△岸）付近より氾濫しています。
市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		→	第1受報者		→	第2受報者		→	第3受報者	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台		機関名			機関名			機関名	

正規

〇〇川^{がわ}氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主 文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{がわ}では、●●市^し●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。
直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台		機関名		機関名		機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫発生情報（氾濫水の予報）

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル5相当情報【洪水】】〇〇川^{がわ}では、（堤防決壊による）氾濫が続く

（主 文）

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{がわ}では、●●市●●地点^し（△△岸）付近より氾濫しています。
市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（氾濫水の予報）

〇×地点からの氾濫により想定される浸水区域、氾濫水の到達時刻、最大浸水深、浸水最深時刻は以下のとおりです。

浸水想定箇所	想定到達時刻※	想定最大浸水深	浸水最深時刻※
〇市市役所	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	0～0.5m未満	〇時間後（〇月〇日〇時頃）
〇市郵便局	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	0.5～1.0m未満	〇時間後（〇月〇日〇時頃）
△市市役所	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	1.0～2.0m未満	〇時間後（〇月〇日〇時頃）
△市公民館	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	2.0～5.0m未満	〇時間後（〇月〇日〇時頃）
△市消防署	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	5.0m以上	〇時間後（〇月〇日〇時頃）

※ 氾濫発生からの時間を示しています。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台

→

第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報解除

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報解除
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位を下回る

(主 文)

〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市^し△△）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市^し□□）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

第3節 岐阜県知事と気象庁長官が発表する洪水予報

(1)種類及び発表基準

種類	発表の標題	発表基準	備考
洪水警報	氾濫発生情報 (氾濫の発生)	堤防から越水または破堤が おこり、河川水による浸水が 確認されたとき。	氾濫が発生した時、氾濫が 継続しているときに発表さ れる。新たに氾濫が及ぶ区 域の住民の避難誘導や救助 活動等が必要となる。命を 守るための最善の行動をと る必要があることを示す「 警戒レベル 5(※)」に相当。
	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)	基準地点の水位が、氾濫危 険水位に到達したとき。	基準地点の水位が、氾濫危 険水位に到達したとき、氾 濫危険水位以上の状態が継 続しているときに発表され る。いつ氾濫が発生しても おかしくない状況、避難等 の氾濫発生に対する対応を 求める段階であり、避難指 示の発令の判断の参考とす る。避難が必要とされる「 警戒レベル 4(※)」に相当。
	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	基準地点の水位が、一定時 間後に氾濫危険水位に到達 することが見込まれるとき、 又は、避難判断水位に到達 し、更に水位上昇が見込ま れるとき。	基準地点の水位が、氾濫危 険水位に到達すると見込ま れるとき、避難判断水位に 達し更に水位の上昇が見込 まれるときに発表される。 高齢者等避難開始の発令の 判断の参考とする。高齢者 等の避難が必要とされる「 警戒レベル 3(※)」に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報 (氾濫注意水位)	基準地点の水位が、氾濫注 意水位（警戒水位）に到達 し、さらに水位が上昇すると 見込まれるとき。	基準地点の水位が、氾濫注 意水位に到達し更に水位の 上昇が見込まれるとき、氾 濫注意水位以上でかつ避難 判断水位未満の状態が継続 しているとき、避難判断水 位の上昇が見込まれないと きに発表される。避難に備 えハザードマップ等により 災害リスク等を再確認する など自らの避難行動の確 認が必要とされる「警戒レ ベル 2(※)」に相当。
	(発表しない) (水防団待機水位)	基準地点の水位が、水防団 待機水位（通報水位）に到 達したとき。	
解除	氾濫注意情報解除	氾濫注意情報の必要がなくな ったと認められるとき。	基準地点の氾濫注意情報の 水位基準を下回り、氾濫注 意情報の必要がなくなった と認められるとき。

※「警戒レベル〇」とは、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に示されている「警戒レベル 1～5」を意味する。

(2)伝達系統（発表者⇒県水防本部⇒対応水防管理団体）

河川名	発表者	県水防隊本部	水防管理団体及び管轄水防支隊
長良川	岐阜土木事務所 美濃土木事務所 岐阜地方気象台	河川班⇒防災課	岐阜市、関市、美濃市
宮川	古川土木事務所 岐阜地方気象台	河川班⇒防災課	高山市、飛騨市
飛騨川	下呂土木事務所 岐阜地方気象台	河川班⇒防災課	下呂市

(3)洪水予報発表基準地点

河川名	区域	延長	洪水予報 発表責任者	対象水位観測所							対応水防 管理団体
				名称	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	
長良川	(左岸) 美濃市曾代から 岐阜市日野まで	km	美濃土木 事務所長 岐阜土木 事務所長	美濃	美濃市 港町	m 2.00	m 3.20	m 3.80	m 4.20	m 6.60	関市 美濃市
	(右岸) 美濃市立花から 岐阜市長良まで	20.8	岐阜地方 気象台長	芥見	岐阜市 芥見	m 4.00	m 5.00	m 7.00	m 7.30	m 7.39	岐阜市
宮川	(左岸) 高山市国府町村山から 飛騨市古川町谷まで	km	古川土木 事務所長 岐阜地方 気象台長	古川 大橋	飛騨市 古川町 下気多	m 2.80	m 3.30	m 3.80	m 4.20	m 6.55	高山市 飛騨市
	(右岸) 高山市国府町三川から 飛騨市古川町末真まで	16.3									
飛騨川	(左岸) 下呂市萩原町宮田から 下呂市小川まで	km	下呂土木 事務所長 岐阜地方 気象台長	上呂	下呂市 萩原町 上呂成 井	m 3.90	m 4.50	m 5.10	m 5.40	m —	下呂市
	(右岸) 下呂市萩原町大ケ洞から 下呂市三原まで	24.1									

(4)氾濫発生情報発表基準地点（氾濫開始相当水位）

河川名	基準 点名	氾濫発生情報の 発表責任者	氾濫発生箇所詳細			氾濫発生情報発表の ための基準水位計		周知する 水防管理 団体
			氾濫発生位置	詳細場所	(参考) 対象氾濫 ブロック名	危機管理型水位計		
						水位計名	氾濫開始 相当水位	
長良川	美濃	美濃土木事務所長 岐阜土木事務所長 岐阜地方気象台	関市小屋名	千疋橋上流 約 0.6 k m 左岸	美濃_L03	長良川 小屋名	0.00	関市 美濃市
			関市側島	岐関大橋下流 約 0.2km	美濃_L01	長良川 側島	0.00	
	芥見	美濃土木事務所長 岐阜土木事務所長 岐阜地方気象台	岐阜市溝口	岐関大橋下流 約 0.4km 右岸	芥見_R03	長良川 溝口	0.00	岐阜市
宮川	古川 大橋	古川土木事務所長 岐阜地方気象台	高山市国府町 宇津江	四十八滝橋下流 0.12km 左岸	古川大橋 _L04	宮川 宇津江	0.00	高山市 飛騨市
			高山市国府町 宇津江	四十八滝橋下流 約 0.6km	古川大橋 _L04	宮川中下 排水樋管	0.00	
飛騨川	上呂	下呂土木事務所長 岐阜地方気象台	下呂市萩原町 西上田	第七益田川鉄橋 下流 0.5km 右岸	上呂_R03	飛騨川 湯之島	0.00	下呂市
			下呂市萩原町 中呂	円通橋上流 約 0.4km	上呂__L05	飛騨川 禅昌寺駅 入口	0.00	

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、避難判断水位に到達したが、
今後、水位は上昇しない見込み**

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市^し△△）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市^し□□）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

各様式に同様に添付されます。

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル 1 レベル 2 レベル 3 レベル 4			
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X ↓				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X ↓				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X ↓				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

各様式に同様に添付されます。

(参考資料)

(単位: 水位 (m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇区、 △△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇地区、 ××県〇市〇〇地区、 ××県××市〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
岐阜県ホームページ 気象庁ホームページ	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/

問い合わせ先

水位関係：〇〇土木事務所 施設管理課 施設管理係 電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、当分の間、
氾濫注意水位付近の水位が続く見込み**

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市^し△△）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市^し□□）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者 〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台	→	第1受報者 機関名	→	第2受報者 機関名	→	第3受報者 機関名
-------------------------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

（見出し）

**【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

（主 文）

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市^し△△）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市^し□□）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報（警戒情報解除）

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（警戒解除）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕に引下げ】〇〇川では、**氾濫注意水位を上回る水位が続く見込み**

（主 文）

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市^し△△）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市^し□□）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

現在、雨は小降りになりました。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報（警戒情報解除）

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（警戒解除）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕に引下げ】〇〇川^{がわ}では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇^し）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△^し）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□^し）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕に引下げ】〇〇川では、避難判断水位を上回る水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に15ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、当分の間、 避難判断水位付近の水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、避難判断水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

（見出し）

**【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、避難判断水位に到達し、
今後、氾濫危険水位に到達する見込み**

（主 文）

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、今後、 氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、当分の間、 氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり**

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市△△）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市□□）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇川^{がわ}では、急激な水位の上昇により、
氾濫のおそれあり**

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル5相当情報【洪水】】〇〇川^{がわ}では、（堤防決壊による）氾濫が発生中

（主 文）

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{がわ}では、●●市^し●●地区（△△岸）付近より氾濫しています。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、（堤防決壊による）氾濫が発生

（主 文）

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{がわ}では、●●市^し●●地区（△△岸）付近において（堤防決壊による）氾濫が発生しました。

直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫発生情報（氾濫水の予報）

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、（堤防決壊による）氾濫が続く

（主 文）

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{がわ}では、●●市●●^し地点（△△岸）付近より氾濫しています。
市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（氾濫水の予報）

〇×地点からの氾濫により想定される浸水区域、氾濫水の到達時刻、最大浸水深、浸水最深時刻は以下のとおりです。

浸水想定箇所	想定到達時刻※	想定最大浸水深	浸水最深時刻※
〇市市役所	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	0～0.5m未満	〇時間後（〇月〇日〇時頃）
〇市郵便局	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	0.5～1.0m未満	〇時間後（〇月〇日〇時頃）
△市市役所	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	1.0～2.0m未満	〇時間後（〇月〇日〇時頃）
△市公民館	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	2.0～5.0m未満	〇時間後（〇月〇日〇時頃）
△市消防署	〇時間後（〇月〇日〇時頃）	5.0m以上	〇時間後（〇月〇日〇時頃）

※ 氾濫発生からの時間を示しています。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

発表者
〇〇土木事務所 気象庁 岐阜地方気象台

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報解除

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報解除
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位を下回る

(主 文)

〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市^し〇〇）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川^{がわ}の△△水位観測所（△△市^し△△）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川^{がわ}の□□水位観測所（□□市^し□□）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

第4節 国土交通大臣が発表する水位到達情報

(1)種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき

(2)避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準地点（国土交通大臣が指定する水位（情報）周知河川）

河川名	観測 所名	地先名	位置(km)	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意 水位 (警戒水位) (m)	出動水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位) (m)	計画高 水位
牧田川	烏江	養老郡 養老町烏江	右岸 7.2	5.00	6.50	7.30	7.30	7.60	9.77
杭瀬川	塩田橋	大垣市 静里町川足	右岸 8.4	4.30	5.10	5.40	7.70	7.90	8.05
杭瀬川	高渚	大垣市 高渚町	左岸 2.0	4.50	6.50	7.00	8.60	8.90	9.11
伊自良川	古川橋	岐阜市 木田柿ヶ瀬	右岸 5.2	2.40	4.20	5.40	5.50	5.70	6.20

(3)伝達系統（発表者⇒県水防本部⇒対応水防管理団体及び管轄水防支隊）

河川名	観測 所名	発表者	県水防隊本部	水防管理団体及び管轄水防支隊
牧田川	烏江	木曽川上流河川事務所	河川班⇒防災課	大垣市、養老町、輪之内町、大垣支隊
杭瀬川	塩田橋	木曽川上流河川事務所	河川班⇒防災課	大垣市、神戸町、輪之内町、大垣輪中水防事務組合、大垣支隊
杭瀬川	高渚	木曽川上流河川事務所	河川班⇒防災課	大垣市、神戸町、輪之内町、大垣輪中水防事務組合、大垣支隊
伊自良川	古川橋	木曽川上流河川事務所	河川班⇒防災課	岐阜市、岐阜支隊

発表者
国土交通省 ○○河川事務所

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正 規

○○川氾濫注意情報

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位（△△△. △△m）に到達しました。洪水に関する情報に注意してください。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
 （受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位
 （相当換算水位）

×××. ××m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
 いつ氾濫してもおかしくない状態
 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位

○○○. ○○m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位

△△△. △△m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者
国土交通省 ○○河川事務所

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正 規

○○川氾濫警戒情報

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分頃に、避難判断水位（○○○.○○m）に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（参考）

○○川 □□□水位観測所（●●市△△）
 （受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

氾濫危険水位
 （相当換算水位）

×××.××m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
 いつ氾濫してもおかしくない状態
 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位

○○○.○○m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位

△△△.△△m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者
国土交通省 ○○河川事務所

→

第1受報者
機関名

→

第2受報者
機関名

→

第3受報者
機関名

正 規

○○川氾濫危険情報

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】これは、避難指示の発令の目安です。○
 ○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に、氾
 濫危険水位(×××.××m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認す
 るとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
 (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位
 (相当換算水位)

×××.××m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
 いつ氾濫してもおかしくない状態
 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位

○○○.○○m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位

△△△.△△m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所		機関名		機関名		機関名

正 規

○○川氾濫発生情報

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】災害が発生しています。○○川では、●●市●●地区(△△岸)付近より(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
 (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 ○○河川事務所		機関名		機関名		機関名

正 規

○○川氾濫注意情報解除

○○年○○月○○日○○時○○分
 国土交通省 ○○川河川事務所発表
 (第○○号)

【主文】

○○川の□□□水位観測所(●●市△△)では、○○日○○時○○分頃に氾濫注意水位(△△△.△△m)を下回りました。

(参考)

○○川 □□□水位観測所(●●市△△)
 (受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	×××.××m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○○○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	△△△.△△m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp	

第5節 岐阜県知事が発表する水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

種 類	発表基準
氾濫発生情報	堤防から越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき

(2) 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準地点（知事が指定する水位（情報））周知河川

河川名	区 域	延 長	氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位) 発表責任者	対 象 水 位 観 測 所							対応水防 管理団体
				名 称	位 置	設置機関	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)	
犀 川	本県市下真桑地先から 瑞穂市志太橋まで	8.7	岐阜土木 事務所長	(テレ) 十八条	瑞穂市十八条	県	1.50	1.80	2.30	2.40	瑞穂市 本県市
境 川	各務原市岩地川合流点から 岐阜市新荒田川合流点まで	8.7	岐阜土木 事務所長	(テレ) 馬橋	岐阜市蔵前	県	10.00	10.20	10.30	10.60	岐阜市、各務原市、 木曽川右岸地帯 水防事務組合、 羽島市
糸 貫 川	本県市乙井樋門から 瑞穂市長良川合流点まで	11.0	岐阜土木 事務所長	(テレ) 北方	本県郡 北方町柱本南	県	1.40	2.00	2.20	2.60	本県市 瑞穂市 北方町
伊自良川	山県市大岡橋から 岐阜市繰舟橋まで	11.5	岐阜土木 事務所長	(テレ) 伊自良	山県市小倉	県	1.30	1.70	2.20	2.50	岐阜市 山県市
板 屋 川	岐阜市秋沢地先から 同市伊自良川合流点まで	8.2	岐阜土木 事務所長	(テレ) 御望	岐阜市御望	県	1.80	2.20	2.60	2.90	岐阜市 本県市
鳥 羽 川	山県市十王橋から 岐阜市伊自良川合流点まで	6.2	岐阜土木 事務所長	(テレ) 東深瀬	山県市東深瀬	県	1.90	2.30	2.80	3.20	岐阜市 山県市
新 境 川	各務原市丁田橋から 同市中屋大橋まで	10.5	岐阜土木 事務所長	(テレ) 新那加橋	各務原市 那加東亜町	県	2.40	2.80	3.30	3.70	各務原市、 木曽川右岸地帯 水防事務組合
津 屋 川	海津市南濃町津屋（市境）から 同市福岡大橋まで	6.6	大垣土木 事務所長	(テレ) 腰越谷樋門	海津市 南濃町徳田	県	4.30	4.50	4.60	4.90	海津市 養老町
牧 田 川	大垣市上石津町一之瀬橋から 同市上石津町広瀬橋まで	3.5	大垣土木 事務所長	(テレ) 広瀬橋	大垣市 上石津町山村	国土交通省	1.20	2.40	2.70	3.50	大垣市
杭 瀬 川	池田町中川合流点から 大垣市柳原橋（市境）まで	1.3	揖斐土木 事務所長	(テレ) 市橋	池田町市橋	県	1.60	2.05	2.55	2.85	大垣輪中水防事務 組合、池田町 神戸町
	(左岸) 大垣市柳原橋（池田町境） から 大垣市赤坂新田橋下流（菅野川背割 堤終点）まで	3.2	大垣土木 事務所長	(テレ) 赤坂大橋	大垣市赤坂町	県	1.10	1.90	2.30	2.50	大垣輪中水防 事務組合
	(右岸) 大垣市柳原橋（池田町境） から 大垣市赤坂新田橋まで	3.0									
	(左岸) 大垣市赤坂新田橋下流 （菅野川背割堤終点）から 大垣市塩田橋（直轄境）まで	2.8	大垣土木 事務所長	(テレ) 塩田橋	大垣市 静里町川足	国土交通省	4.30	5.10	6.40	7.10	大垣輪中水防 事務組合
	(右岸) 大垣市赤坂新田橋から 市塩田橋（直轄境）まで	3.0									
相 川	大垣市荒崎新橋から 泥川合流点まで	1.8	大垣土木 事務所長	(テレ) 野口	大垣市 野口町北外沖	県	3.50	4.10	6.30	6.60	大垣輪中水防 事務組合
泥 川	垂井町泥川上橋から 相川合流点まで	5.2	大垣土木 事務所長	(テレ) 室原新橋	養老町 室原字新宮	県	6.00	6.60	7.10	7.60	大垣輪中水防事務組合 養老町 垂井町
大 谷 川	大垣市東海道本線（大垣垂井間） 大谷川橋梁から 同市相川合流点まで	4.0	大垣土木 事務所長	(テレ) 新荒崎機場	大垣市荒川町	県	3.50	4.20	4.60	5.30	大垣輪中水防 事務組合
武 儀 川	山県市西武芸橋から 長良川合流点まで	11.1	岐阜土木 事務所長	(テレ) 谷 口	関市 武芸川町谷口	国土交通省	1.50	2.50	3.20	3.40	岐阜市 山県市
			美濃土木 事務所長								関 市
津 保 川	関市神野（旧武儀町境）から 関市肥田瀬富津橋まで	11.5	美濃土木 事務所長	(テレ) 下之保	関市下之保	県	1.00	1.80	2.30	2.70	関 市
			可茂土木 事務所長								富加町
	関市肥田瀬富津橋から 同市長良川合流点まで	12.8	美濃土木 事務所長	(テレ) 関	関市上白金	国土交通省	3.00	4.00	5.70	5.80	岐阜市 関 市 富加町
長 良 川	美濃市板取川合流点から 郡上市美並町下田橋まで	14.8	美濃土木 事務所長	(テレ) 上田	郡上市 美並町大原	県	3.20	4.80	5.20	6.00	美濃市
	郡上市美並町下田橋から 同市亀尾島川合流点まで	13.1	郡上市土 事務所長								郡上市
	郡上市亀尾島川合流点から 同市吉田川合流点まで	4.9	郡上市土 事務所長	(テレ) 稲成	郡上市 八幡町稲成	国土交通省	2.00	3.00	3.10	3.70	郡上市
可 児 川	(左岸) 津橋川合流点から 名鉄広見線橋梁付近まで	11.8	可茂土木 事務所長	(テレ) 門前橋	御嵩町中	県	0.90	1.20	1.40	2.00	可児市
	(右岸) 津橋川合流点から J R 太田線橋梁付近まで	10.4									御嵩町
	(左岸) 名鉄広見線橋梁付近から 木曽川合流点まで	6.8	可茂土木 事務所長	(テレ) 広 見	可児市下恵土	県	1.50	2.00	2.40	3.10	可児市
	(右岸) J R 太田線橋梁付近まで から 木曽川合流点まで	8.2									御嵩町
土 岐 川	瑞浪市佐々良木川合流点から 瑞浪市小里川合流点まで	6.7	多治見土木 事務所長	(テレ) 釜 戸	瑞浪市 釜戸町中大島	県	1.00	1.60	設定しない	2.30	瑞浪市
	瑞浪市小里川合流点から 土岐市肥田町三共橋まで	6.5	多治見土木 事務所長	(テレ) 瑞 浪	瑞浪市 土岐町益見	県	2.00	2.60	3.30	4.10	瑞浪市 土岐市
阿 木 川	恵那市向島用水えん堤から 同市中部電力奥戸発電所えん堤まで	7.0	恵那土木 事務所長	(テレ) 大 門	恵那市 東野字下屋下	水資源機構	1.70	2.20	2.60	3.10	恵那市
中 津 川	中津川市尾崎砂防えん堤から 同市木曽川合流点まで	4.5	恵那土木 事務所長	(テレ) 中 津 川	中津川市駒場	県	1.50	2.00	2.20	2.50	中津川市
木 曽 川	(左岸) 中津川市山口字賤母の長野 県境から 山の田川合流点まで	16.5	恵那土木 事務所長	(テレ) 坂下山口※	中津川市山口	県	7.00	8.30	8.50	8.80	中津川市
	(右岸) 中津川市坂下字上鐘から 山の田川合流点まで	14.0									
宮 川	高山市千鳥えん堤から 高山市川上川合流点まで	3.2	高山土木 事務所長	(テレ) 高 山	高山市 下三之町	県	1.60	2.50	設定しない	3.10	高山市
	高山市川上川合流点から 高山市小八賀川合流点まで	2.2	高山土木 事務所長	(テレ) 宮川下切	高山市下切町	県	1.70	3.40	4.80	5.10	高山市
高 原 川	飛騨市神岡町北陸電力東町発電所 浅井田ダムから 同市鹿岡橋まで	8.3	古川土木 事務所長	(テレ) 西里橋	飛騨市 神岡町船津	国土交通省	2.90	3.70	4.50	5.30	飛騨市
荒 城 川	高山市国府町宮地から 飛騨市宮川合流点まで	7.6	古川土木 事務所長	(テレ) 向 町	飛騨市古川町 式之町	県	0.30	1.10	3.40	3.60	飛騨市 高山市

※旧・落合水位観測所

(3) 氾濫発生情報発表基準地点（氾濫開始相当水位）（知事が指定する水位（情報）周知河川）

河 川 名	基準点名	氾濫発生情報 発表責任者	氾濫発生情報発表のための基準水位計				氾濫発生箇所詳細					河川カメラ 名称	周知 水防管理団体
			通常型水位計		危機管理型水位計		氾濫発生 市、郡	氾濫発生地区	詳細場所	左岸or 右岸or 左右岸	(参考) 対象氾濫 ブロック名		
			水位計名	氾濫開始相当水位	水位計名	氾濫開始相当水位							
犀 川	十八条	岐阜土木事務所長	設定無		犀川軽海	0.00	本巣市	軽海	軽海城橋下流 約0.15km	左	十八条__L05	犀川軽海	瑞穂市 本巣市
境 川	馬 橋	岐阜土木事務所長	馬 橋	11.30	設置無		岐阜市	高田	高田橋下流 0.3km	左	馬橋__L03	境川	岐阜市 各務原市 木曽川右岸地帯 水防事務組合 羽島市
糸 貫 川	北 方	岐阜土木事務所長	設定無		糸貫川本田	0.00	瑞穂市	本田	保育園橋下流	右	北方__R01	糸貫川本田	本巣市 瑞穂市 北方町
伊自良川	伊自良	岐阜土木事務所長	設定無		伊自良川梅原	0.00	山県市	梅原	富士橋より 下流約1.0km	左	伊自良__L07	伊自良川梅原	岐阜市 山県市
板 屋 川	御 望	岐阜土木事務所長	設定無		板屋川則松	0.00	岐阜市	則松	犬塚橋上流 約0.3km	左	御望__L03	板屋川則松	岐阜市 本巣市
鳥 羽 川	東深瀬	岐阜土木事務所長	東深瀬	3.90	設置無		山県市	西深瀬	十王橋上流	右	東深瀬__R06	東深瀬	岐阜市 山県市
新 境 川	新那加橋	岐阜土木事務所長	新那加橋	3.9	設置無		各務原市	那加前洞新町	新那加橋	右	新那加橋__R01	新那加橋	各務原市 木曽川右岸地帯 水防事務組合
津 屋 川	腰越谷橋門	大垣土木事務所長	設定無		津屋川戸田橋	0.00	海津市	南濃町戸田	戸田橋	右	腰越谷橋門__R01	津屋川戸田橋	海津市 養老町
牧 田 川	広瀬橋	大垣土木事務所長	設定無		牧田川牧田	0.00	大垣市	上石津町 牧田	広瀬橋	左	広瀬橋__L01	広瀬橋	大垣市
杭 瀬 川	市 橋	揖斐土木事務所長	設定無		杭瀬川（東川）	0.00	揖斐郡	池田町市橋	修理田橋上流 約0.1km	左	市橋__L01	杭瀬川 （東川）	大垣輪中 水防事務組合 池田町 神戸町
	赤坂大橋	大垣土木事務所長	設定無		杭瀬川久太橋	0.00	大垣市	赤坂町 草道島町	久太橋	右、左	赤坂大橋__R01、L01	杭瀬川久太橋	大垣輪中 水防事務組合
	塩田橋	大垣土木事務所長	設定無		杭瀬川赤坂新田	0.00	大垣市	赤坂新田町 池尻町	赤坂新田橋 下流100m	左右	塩田橋__R02、L02	杭瀬川 赤坂新田	大垣輪中 水防事務組合
相 川	野 口	大垣土木事務所長	設定無		相川荒崎新橋	0.00	大垣市	十六町	荒崎新橋	右	野口__R01	相川荒崎新橋	大垣輪中 水防事務組合
泥 川	室原新橋	大垣土木事務所長	室原新橋	8.1	設置無		不破郡、 養老郡	垂井町栗原、養老町室原		右	室原新橋__R01	泥川室原	大垣輪中 水防事務組合 垂井町 養老町
大 谷 川	新荒崎機場	大垣土木事務所長	新荒崎機場	5.8	設置無		大垣市	荒川町	洗堰	右	新荒崎__R01	新荒崎機場	大垣輪中 水防事務組合
武 儀 川	谷 口	岐阜土木事務所長	設定無		武儀川谷口	0.00	関市	武芸川町谷口	一色橋上流 約0.6km	右	谷口__R05	武儀川谷口	岐阜市 山県市
		美濃土木事務所長				0.00							関 市
津 保 川	下之保	美濃土木事務所長	設定無		津保川神野	0.00	関市	神野	大保木橋下流 約0.2km	右	下之保__R03	津保川神野	関 市
		可茂土木事務所長				0.00							富加町
	関	美濃土木事務所長	設定無		津保川小屋名	0.00	関市	小屋名	百年橋下流 約0.1km	右	関__R01	津保川小屋名	岐阜市 関 市
		可茂土木事務所長				0.00							富加町
長 良 川	上 田	美濃土木事務所長	設定無		長良川西母野	0.00	郡上市	美並町西母野	白石橋下流 約0.6km	右	上田__R06	長良川西母野	美濃市
		郡上土木事務所長				0.00							郡上市
					長良川上田	0.00	郡上市	美並町上田	下田橋下流 約0.3km	右	上田__R10	長良川上田	郡上市
	新美並橋	郡上土木事務所長	設定無		長良川浅柄	0.00	郡上市	八幡町浅柄	新美並橋上流 約2.2km	右	新美並橋__R06	長良川浅柄	郡上市
		稲 成	郡上土木事務所長	設定無		長良川穀見	0.00	郡上市	八幡町穀見	稲成橋下流 約0.8km	左	稲成__L02	長良川穀見
	稲成橋上流 約0.1km									左	稲成__L03		
可 児 川	門前橋	可茂土木事務所長	設定無		可児川顔戸橋	0.00	可児郡	御嵩町顔戸	顔戸橋	左右	門前橋__L01、R02	可児川顔戸橋	可児市 御嵩町
	広 見	可茂土木事務所長	設定無		可児川新可児 大橋	0.00	可児市	広見	新可児大橋上流	左	広見__L04	可児川 新可児大橋	可児市
土 岐 川 （庄内川）	釜 戸	多治見土木事務所長	設定無		土岐川釜戸町 公文垣内	0.00	瑞浪市	釜戸町	白狐橋上流	左	釜戸__L04	土岐川 釜戸町 公文垣内	瑞浪市
	瑞 浪	多治見土木事務所長	瑞 浪	5.90	設置無		瑞浪市	土岐町	明徳橋上流	左右	瑞浪__L05、R04	瑞浪	瑞浪市 土岐市
	瑞 浪	多治見土木事務所長	設定無		土岐川西小田	0.00	瑞浪市	西小田町	薬師橋	右	瑞浪__L02	土岐川西小田	瑞浪市 土岐市
阿 木 川	大 門	恵那土木事務所長	設定無		阿木川長島	0.00	恵那市	長島	JR橋下流0.4km	右	大門__R01	阿木川長島	恵那市
中 津 川	中津川	恵那土木事務所長	設定無		中津川桃山橋	0.00	中津川市	駒場	桃山橋上流	左右	中津川__L3、R03	中津川桃山橋	中津川市
木 曽 川	坂下山口※	恵那土木事務所長	設定無		木曽川坂下新田	0.00	中津川市	中之垣外	弥栄橋上流 0.5km	右	落合__R05	木曽川坂下 新田	中津川市
宮 川	高 山	高山土木事務所長	設定無		宮川宮川大橋	0.00	高山市	冬頭町	宮川大橋上流 約0.1km	左	高山__L02	宮川宮川大橋	高山市
	宮川下切	高山土木事務所長	設定無		宮川天神橋上流	0.00	高山市	下切町	天神橋上流 約0.4km	右	宮川下切__R01	宮川天神橋 上流	高山市
高 原 川	西里橋	古川土木事務所長	設定無		高原川船津	0.00	飛騨市	神岡町船津	西里橋下流 0.85km	左	西里橋__L01	高原川船津	飛騨市
荒 城 川	向 町	古川土木事務所長	設定無		荒城川是重	0.00	飛騨市	古川町是重	中心橋上流 0.54km	右	向町__R01	荒城川是重	高山市 飛騨市

※旧：落合水位観測所

(4) 伝達系統

伝達系統の流れ					→	→
指定河川	観測地点		発 表 者	原水防隊本部	対応水防管理団体及び管轄水防支隊	
犀 川	(テレ) 上八条	瑞穂市十八条	岐阜土木事務所長	河 川 班 ↓ 防 災 課	瑞穂市、本巣市 岐阜支隊	
境 川	(テレ) 馬橋	岐阜市蔵前	岐阜土木事務所長	〃	岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町 木曽川右岸地帯水防事務組合 岐阜支隊	
糸 貫 川	(テレ) 北方	本巣郡北方町柱本南	岐阜土木事務所長	〃	本巣市、瑞穂市、北方町 岐阜支隊	
伊自良川	(テレ) 伊自良	山県市小倉	岐阜土木事務所長	〃	山県市、岐阜市 岐阜支隊	
板 屋 川	(テレ) 御望	岐阜市御望	岐阜土木事務所長	〃	岐阜市、本巣市 岐阜支隊	
鳥 羽 川	(テレ) 東深瀬	山県市東深瀬	岐阜土木事務所長	〃	山県市、岐阜市 岐阜支隊	
新 境 川	(テレ) 新那加橋	各務原市那加東亜町	岐阜土木事務所長	〃	各務原市、木曽川右岸地帯水防事務組合 岐阜支隊	
津 屋 川	(テレ) 腹越谷樋門	海津市南濃町徳田	大垣土木事務所長	〃	海津市、養老町 大垣支隊	
牧 田 川	(テレ) 広瀬橋	大垣市上石津町山村	大垣土木事務所長	〃	大垣市 大垣支隊	
杭 瀬 川	(テレ) 坂田橋	大垣市静里町川足	大垣土木事務所長	〃	大垣輪中水防事務組合 大垣支隊	
杭 瀬 川	(テレ) 赤坂大橋	大垣市赤坂町	大垣土木事務所長	〃	大垣輪中水防事務組合 大垣支隊	
杭 瀬 川	(テレ) 市橋	池田町市橋	掛斐土木事務所長	〃	大垣輪中水防事務組合、池田町、神戸町 掛斐支隊、大垣支隊	
相 川	(テレ) 野口	大垣市野口町北外沖	大垣土木事務所長	〃	大垣輪中水防事務組合 大垣支隊	
泥 川	(テレ) 室原新橋	養老町室原字新宮	大垣土木事務所長	〃	大垣輪中水防事務組合、垂井町、養老町 大垣支隊	
大 谷 川	(テレ) 新加崎橋	大垣市荒川町	大垣土木事務所長	〃	大垣輪中水防事務組合 大垣支隊	
武 儀 川	(テレ) 谷 口	関市武芸川町谷口	岐阜土木事務所長	〃	山県市・岐阜市 岐阜支隊	
			美濃土木事務所長	〃	関市 美濃支隊	
津 保 川	(テレ) 下之保	関市下之保	美濃土木事務所長 可茂土木事務所長	〃	関市、富加町 美濃支隊、可茂支隊	
津 保 川	(テレ) 関	関市上白金	美濃土木事務所長 可茂土木事務所長	〃	関市、岐阜市、富加町 美濃支隊、岐阜支隊、可茂支隊	
長 良 川	(テレ) 上田	郡上市美並町大原	美濃土木事務所長 郡上土木事務所長	〃	美濃市、郡上市 美濃支隊、郡上支隊	
長 良 川	(テレ) 新美並橋	郡上市美並町三戸	郡上土木事務所長	〃	郡上市 郡上支隊	
長 良 川	(テレ) 稲成	郡上市八幡町稲成	郡上土木事務所長	〃	郡上市 郡上支隊	
可 児 川	(テレ) 広 見	可児市下恵土	可茂土木事務所長	〃	御嵩町、可児市 可茂支隊	
可 児 川	(テレ) 門前橋	御嵩町中	可茂土木事務所長	〃	御嵩町、可児市 可茂支隊	
土 岐 川	(テレ) 釜 戸	瑞浪市釜戸町中大島	多治見土木事務所長	〃	瑞浪市 多治見支隊	
	(テレ) 瑞 浪	瑞浪市土岐津町釜見	多治見土木事務所長	〃	瑞浪市、土岐市 多治見支隊	
阿 木 川	大 門 (テレ)	恵那市東野字下屋下	恵那土木事務所長	〃	恵那市 恵那支隊	
中 津 川	(テレ) 中 津 川	中津川市駒場	恵那土木事務所長	〃	中津川市 恵那支隊	
木 曽 川	(テレ) 坂下山口塔	中津川市山口	恵那土木事務所長	〃	中津川市 恵那支隊	
宮 川	(テレ) 高 山	高山市下三之町	高山土木事務所長	〃	高山市 高山支隊	
宮 川	(テレ) 宮川下切	高山市下切町	高山土木事務所長	〃	高山市 高山支隊	
高 原 川	(テレ) 西里橋	飛騨市神岡町船津	古川土木事務所長	〃	飛騨市 古川支隊	
荒 城 川	(テレ) 向 町	飛騨市古川町式之町	古川土木事務所長	〃	飛騨市、高山市 古川支隊、高山支隊	

※旧：舊合水位観測所

氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）発表受報様式

川	観測所	氾濫警戒情報
令和 年 月 日 時 分 岐阜県 土木事務所 発表		
【主文】		
【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】 時 分現在 観測所の水位は、 m cmで、高齢者等避難 開始の発令の目安となる避難判断水位 m cmに到達しました。 市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。		
（参考） 川 水位観測所 （〇〇市〇〇町） （受け持ち区間） ～ 氾濫危険水位 m 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 ○ 避難判断水位 m 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 氾濫注意水位 m 氾濫の発生に対する注意を求める段階 ※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位		

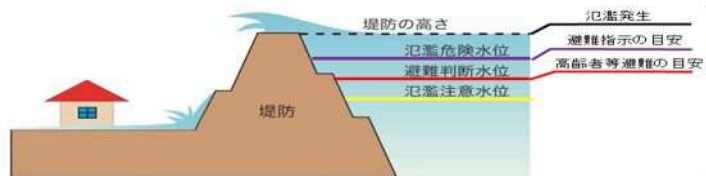
★市町村担当者様

「氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）」が発表された旨、首長に伝達してください。

高齢者等避難開始の発令を検討する必要があります。

氾濫警戒情報の伝達経過		氾濫警戒情報の確認先				
FAX伝達終了時刻		伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻
年 月 日 時 分						

水防警報・水位周知河川の水位					
観測所名	氾濫注意水位		避難判断水位		氾濫危険水位
	m	cm	m	cm	m cm



（参考）「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/

★市町村担当者の皆様へ ： 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。

★報道機関関係者の皆様へ ： 本件の問い合わせは、岐阜県河川課(058-272-8603)へお願いします。

氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）発表受報様式

川	観測所	氾濫危険情報			
第 報	令和 年 月 日 時 分 岐阜県 土木事務所 発表				
【主文】					
【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】		時	分現在		
観測所の水位は、 m cmで、避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） m cmに到達しました。					
市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。					
【参考】					
川	水位観測所	（〇〇市〇〇町）			
（受け持ち区間）		～			
○ 氾濫危険水位	m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階			
避難判断水位	m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階			
氾濫注意水位	m	氾濫の発生に対する注意を求める段階			
※避難判断水位、氾濫危険水位：		水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位			

★市町村担当者様

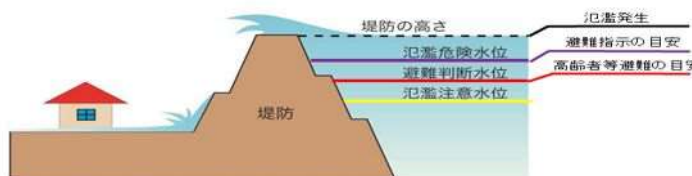
「氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）」が発表された旨、首長に伝達してください。

早期の避難指示の発令を検討する必要があります。

氾濫危険情報の伝達経過				
FAX伝達終了時刻				
年	月	日	時	分

氾濫の危険のある地区	m	cm

氾濫危険情報の確認先				
伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻



※上記の表に記載しきれない場合は、別紙にて対応します。

（参考）「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/

★市町村担当者の皆様へ： 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。

★報道機関関係者の皆様へ： 本件の問い合わせは、岐阜県河川課(058-272-8603)へお願いします。

●●川「▲▲」水位観測所 氾濫危険地区追加情報

●●川「▲▲」の水位が○. ○mに達しました。
次の地区では、氾濫の危険があります。市町村長が発令する避難情報に十分注意してください。

グループ	危険水位 (m)	氾濫の危険のある地区
3		
2		
1		

「▲▲」の水位は、「岐阜県 川の防災情報」で知ることができます。

岐阜県 川の防災情報

検索

URL:

<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

※岐阜県では、川の状態やその地域の地形などから地区を分けて、その地区毎に「きめ細かな水位情報」を提供しています。

氾濫発生情報発表受報様式

〇〇川 氾濫発生情報 令和 年 月 日 時 分 岐阜県 〇〇 土木事務所 発表
【主文】 【警戒レベル5相当情報 [洪水] 】 〇〇川では△△△地区付近(□□□) ■■■岸において氾濫が発生しました。 直ちに、市からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。

★市町村担当者様

「氾濫発生情報」が発表された旨、首長に伝達してください。

災害発生情報の発令を検討する必要があります。

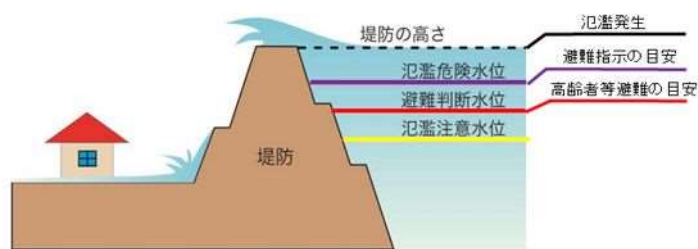
氾濫発生情報の伝達経過

FAX伝達終了時刻

年 月 日 時 分

氾濫発生情報の確認先

伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻



(参考)「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/

★市町村担当者の皆様へ : 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。

★報道機関関係者の皆様へ : 本件の問い合わせは、岐阜県河川課(058-272-8603)へお願いします。

第6節 国土交通大臣が発表する水防警報

(1)水防警報の段階と内容

段階	種類	発表基準
第1段階	準備	水防資器材の設備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの
第2段階	出動	水防団員等の出動を通知するもの
第3段階	解除	水防活動の終了を通知するもの
適宜	情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの

(2)水防警報の発表基準

種類	内容
準備	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
出動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報	適宜

(3)水防警報発表基準地点

河川名	観測所名	県名	地先名	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	解除
木曽川				km	m	m	m	m	氾濫注意水位を下回って、水防活動の必要がなくなったとき
	今渡	岐阜	可児市今渡	左岸 69.4	4.00	5.50	7.30	12.09	
	犬山	愛知	犬山市栗栖	左岸 59.7	5.80	9.20	10.40	14.22	
	笠松	岐阜	羽島郡笠松町柳原町	右岸 40.3	7.60	10.40	11.30	14.15	
	起	愛知	一宮市起	左岸 34.3	1.50	4.00	4.80	7.36	
	木曽成戸	岐阜	海津市海津町成戸	右岸 24.1	4.40	5.80	6.40	8.95	
揖斐川	岡島	岐阜	揖斐郡揖斐川町岡島	右岸 57.3	0.50	1.30	2.40	5.32	
	万石	〃	大垣市万石	右岸 40.6	2.50	4.00	5.00	7.09	
	今尾	〃	養老郡養老町大巻	左岸 27.0	4.30	6.00	6.90	9.04	
	揖斐油島	〃	海津市海津町油島	左岸 13.5	3.30	4.00	4.80	6.94	
根尾川	山口	〃	揖斐郡大野町稲富	右岸 12.7	1.40	2.20	3.50	5.80	
牧田川	烏江	〃	養老郡養老町烏江	右岸 7.2	5.00	6.50	7.30	9.77	
杭瀬川	塩田橋	〃	大垣市静里町川足	右岸 8.4	4.30	5.10	5.40	8.05	
	高渚	〃	大垣市高渚町	左岸 2.0	4.50	6.50	7.00	9.11	
長良川	忠節	〃	岐阜市忠節町	左岸 50.2	1.00	2.00	3.50	6.68	
	墨俣	〃	大垣市墨俣町	右岸 39.4	2.50	4.00	5.00	7.94	
	長良成戸	〃	海津市海津町成戸	左岸 24.1	3.00	4.50	5.60	7.42	
	長良油島	〃	海津市海津町油島	右岸 13.8	3.30	4.00	4.80	6.52	
伊自良川	古川橋	〃	岐阜市木田柿ヶ瀬	右岸 5.2	2.40	4.20	5.40	6.20	
庄内川	土岐	〃	土岐市土岐津町高山	左岸 57.8	2.40	3.00	4.00	6.39	
	多治見	〃	多治見市豊岡町	右岸 49.1	2.50	3.20	3.70	6.78	

(4)伝達系統

伝達系統の流れ		→ →		
指定河川	観測地点	発表者	県水防隊本部	対応水防管理団体及び管轄水防支隊
木曽川	今渡	木曽川上流 河川事務所	河川班→防災課	美濃加茂市、可児市、坂祝町、各務原市 可茂支隊、岐阜支隊
	犬山	〃		各務原市、岐阜市、笠松町、岐南町、木曽川右岸地帯水防事務組合 岐阜支隊
	笠松	〃		各務原市、岐阜市、笠松町、岐南町、羽島市、木曽川右岸地帯水防事務組合 岐阜支隊
	起	〃		羽島市 岐阜支隊
	木曽成戸	木曽川下流 河川事務所		羽島市、海津市 岐阜支隊、大垣支隊
揖斐川	岡島	〃		揖斐川町、池田町、大野町、大垣市、神戸町、輪之内町、安八町、 大垣輪中水防事務組合、瑞穂市 揖斐支隊（→揖斐川水防事務組合）、岐阜支隊、大垣支隊
	万石	〃		瑞穂市、安八町、大垣市、神戸町、輪之内町、大垣輪中水防事務組合 岐阜支隊、大垣支隊
	今尾	木曽川下流 河川事務所		輪之内町、養老町、海津市 大垣支隊
	揖斐油島	〃		海津市 大垣支隊
根尾川	山口	木曽川上流 河川事務所		大野町、本巣市、揖斐川町、瑞穂市、安八町、大垣市、神戸町、輪之内町、 大垣輪中水防事務組合 揖斐支隊、岐阜支隊、大垣支隊
牧田川	烏江	〃		大垣市、養老町、輪之内町 大垣支隊
杭瀬川	塩田橋	〃		大垣市、神戸町、輪之内町、大垣輪中水防事務組合 大垣支隊
	高渕	〃		大垣市、神戸町、輪之内町、養老町、大垣輪中水防事務組合 大垣支隊
長良川	忠節	〃		岐阜市、大垣市、瑞穂市、安八町、輪之内町、羽島市 岐阜支隊、大垣支隊
	墨俣	〃		岐阜市、大垣市、瑞穂市、安八町、羽島市、輪之内町、海津市 岐阜支隊、大垣支隊
	長良成戸	木曽川下流 河川事務所		羽島市、海津市 岐阜支隊、大垣支隊
	長良油島	〃		海津市 大垣支隊
伊自良川	古川橋	木曽川上流 河川事務所		岐阜市 岐阜支隊
庄内川	土岐	庄内川 河川事務所		土岐市 多治見支隊
	多治見	〃		多治見市 多治見支隊

資料4-12 水防警報（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（例：洪水）



水 防 警 報 (出 動)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇川河川事務所発表

【現 況】

〇〇川の△△△水位観測所(〇〇市〇〇)の水位は、
〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。
△△△水位観測所の水位は、(水防団待機水位、はん濫注意水位、はん濫危険水位) (に達し、を超え、を下回り)
(上昇しています。横ばい状態です。下降しています。)
または
△△△水位観測所の水位は、(水防団待機水位、はん濫注意水位、はん濫危険水位)
(を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです)

【被災状況】

(自由に記入)

【発 表】

水防機関は出動してください。

【特 記】

(自由に記入)

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況

基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇				
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話:000-000-0000(内線)〇〇〇

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	

第7節 岐阜県知事が発表する水防警報

(1)水防警報の段階と内容

種類	発表基準
準備	水防資器材の設備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの
解除	水防活動の終了を通知するもの
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの

(2)水防警報の発表基準

種類	内容
準備	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2 時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報	適宜

(3)伝達系統

「岐阜県知事と気象庁長官が発表する洪水予報（P43）」及び「岐阜県知事が発表する水位到達情報(P73)」の伝達系統に準じる。

(4)水防警報発表基準地点

河川名	区 域	延長 km	水防警報 発表点任者	観 測 所					出水判断の参考となる 機関等	対応水防警団団体
				名 称	位 置	設置機関	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)		
長 良 川	郡上市田川合流点から 阿市免尾島川合流点まで	4.9	郡上市土 事務所長	(テレ) 稲成	郡上市八幡町稲成	国土 交通省	2.00	3.00	郡上市役所	郡上市
	郡上市龜尾島川合流点から 阿市美並町下川橋まで	13.1	郡上市土 事務所長	(テレ) 新美並橋	郡上市美並町三戸	県	2.60	3.10	郡上市役所	郡上市
	郡上市美並町下川橋から 美濃市板取川合流点まで	14.8	美濃市土 事務所長	(テレ) 上 田	郡上市美並町大原	県	3.20	4.80	美濃市役所	美濃市
			郡上市土 事務所長						郡上市役所	郡上市
	美濃市板取川合流点から 岐阜市日野津伏まで	20.8	美濃市土 事務所長	(テレ) 美 濃	美濃市越町	国土 交通省	2.00	3.20	稲成水位観測所	関 市 美濃市
			岐阜市土 事務所長	(テレ) 赤 見	岐阜市赤見	国土 交通省	4.00	5.00	稲成水位観測所	岐阜市 関 市
犀 川	本巣市下真桑地先から 瑞穂市忠太橋まで	8.7	岐阜市土 事務所長	(テレ) 十八条	瑞穂市十八条	県	1.50	1.80	瑞穂市役所 本巣市役所	瑞穂市 本巣市
境 川	各務原市岩屋川合流点から 岐阜市新瓦田川合流点まで	8.7	岐阜市土 事務所長	(テレ) 馬橋	岐阜市蔵前	県	10.00	10.20	岐阜市役所、各務原市役所、 笠砂町役場、岐阜市役所、 羽島市役所	岐阜市、各務原市、 本巣市 岐阜市 本巣市
糸 貫 川	本巣市乙井門から 瑞穂市長良川合流点まで	11.0	岐阜市土 事務所長	(テレ) 北方	本巣市北方町 住本南	県	1.40	2.00	本巣市役所 瑞穂市役所 北方町役場	本巣市 瑞穂市 北方町
伊自良川	山県市大岡橋から 岐阜市磯原橋まで	11.5	岐阜市土 事務所長	(テレ) 伊自良	山県市小倉	県	1.30	1.70	山県市役所	岐阜市 山県市
板 屋 川	岐阜市秋沢郷先から 阿市伊自良川合流点まで	8.2	岐阜市土 事務所長	(テレ) 御堂	岐阜市御堂	県	1.80	2.20	岐阜市役所 本巣市役所	岐阜市 本巣市
烏 羽 川	山県市上王橋から 岐阜市伊自良川合流点まで	6.2	岐阜市土 事務所長	(テレ) 東深瀬	山県市東深瀬	県	1.90	2.30	山県市役所	岐阜市 山県市
新 坂 川	各務原市上田橋から 阿市中原大橋まで	10.5	岐阜市土 事務所長	(テレ) 新部加橋	各務原市那加東面町	県	2.40	2.80	各務原市役所	各務原市 本巣市 岐阜市 本巣市
津 田 川	海津市南濃町津屋（市境）から 阿市新岡大橋まで	6.6	大垣市土 事務所長	(テレ) 膳越谷橋門	海津市南濃町徳田	県	4.30	4.50	海津市役所	海津市 養老町
牧 田 川	大垣市上石津町一之瀬橋から 阿市上石津町広瀬橋まで	3.5	大垣市土 事務所長	(テレ) 広瀬橋	大垣市上石津町山村	国土 交通省	1.20	2.40	大垣市土 上石津 地蔵事務所	大垣市 大垣市
杭 瀬 川	池田町中川合流点から 大垣市御原橋（市境）まで	1.3	揖斐県土 事務所長	(テレ) 市橋	池田町市橋	県	1.60	2.05	大垣市役所 池田町役場 池田町役場	大垣市 池田町 池田町
	(左岸) 大垣市赤坂新田橋下流（菅野川背割堤終点） から大垣市御原橋（池田町境）まで	3.2	大垣市土 事務所長	(テレ) 赤坂大橋	大垣市赤坂町	県	1.10	1.90	大垣市役所	大垣市 大垣市
	(右岸) 大垣市赤坂新田橋から 大垣市御原橋（池田町境）まで	3.0								
	(左岸) 大垣市堀田橋から 大垣市御原橋下流（菅野川背割堤終点）まで	2.8	大垣市土 事務所長	(テレ) 堀田橋	大垣市静里町川足	国土 交通省	4.30	5.10	大垣市役所	大垣市 大垣市
	(右岸) 大垣市堀田橋から大垣市赤坂新田橋まで	3.0								
相 川	大垣市常崎新橋から 阿市紀川合流点まで	1.8	大垣市土 事務所長	(テレ) 野口	大垣市野口町北外沖	県	3.50	4.10	大垣市役所	大垣市 大垣市
泥 川	垂井町泥川上橋から 新川合流点まで	5.2	大垣市土 事務所長	(テレ) 室原新橋	養老町室原字新宮	県	6.00	6.60	大垣市役所 養老町役場 垂井町役場	大垣市 養老町 垂井町
大 谷 川	大垣市東海通本線（大垣並井間）大谷川橋梁から 阿市紀川合流点まで	4.0	大垣市土 事務所長	(テレ) 新荒崎橋梁	大垣市荒川町	県	3.50	4.20	大垣市役所	大垣市 大垣市
武 儀 川	山県市南武儀橋から 長良川合流点まで	11.1	岐阜市土 事務所長	(テレ) 谷 口	関市武芸川町谷口	国土 交通省	1.50	2.50	山県市役所	岐阜市 山県市
			美濃市土 事務所長							関 市
津 保 川	関市神野（旧武儀町境） から関市肥田新益津橋まで	11.5	美濃市土 事務所長	(テレ) 下之保	関市下之保	県	1.00	1.80	関市役所	関 市
			可茂市土 事務所長						富加町役場	富加町
	関市肥田新益津橋から 長良川合流点まで	12.8	美濃市土 事務所長	(テレ) 関	関市上白金	国土 交通省	3.00	4.00	関市役所	岐阜市 関 市
			可茂市土 事務所長						富加町役場	富加町
可 児 川	(左岸) 津橋川合流点から名鉄広見線橋梁付近まで	11.8	可茂市土 事務所長	(テレ) 門前橋	御嵩町中	県	0.90	1.20	可茂消防組合御嵩出張所	可児市 御嵩町
	(右岸) 津橋川合流点からJR太多線橋梁付近まで	10.4								
	(左岸) 名鉄広見線橋梁付近から本宮川合流点まで	6.8	可茂市土 事務所長	(テレ) 広 見	可児市下恵上	県	1.50	2.00	可茂消防組合御嵩出張所	可児市
	(右岸) JR太多線橋梁付近から本宮川合流点まで	8.2								
土 岐 川	瑞浪市佐々良木川合流点から 関市小坂川合流点まで	6.7	多治見市土 事務所長	(テレ) 金 戸	瑞浪市笠戸町中大島	県	1.00	1.60	瑞浪市役所	瑞浪市
	瑞浪市小里川合流点から 土岐市肥田町二丁目橋まで	6.5	多治見市土 事務所長	(テレ) 瑞 浪	瑞浪市土岐町益見	県	2.00	2.60	瑞浪市役所	瑞浪市 土岐市
阿 木 川	恵那市内島川水えん橋から 中部電力恵那発電所水えん橋まで	7.0	恵那市土 事務所長	(テレ) 大 門	恵那市東野下屋下	水資源 機構	1.70	2.20	関西電力笠置発電所	恵那市
中 津 川	中津川市尾崎砂防えん堤から 関市木曾川合流点まで	4.5	恵那市土 事務所長	(テレ) 中津川	中津川市駒場	県	1.50	2.00	中津川水位観測所	中津川市
木 曾 川	(左岸) 中津川市山口字篠原の長野県境から 阿市山の田川合流点まで	16.5	恵那市土 事務所長	(テレ) 坂下山口※	中津川市山口	県	7.00	8.30	関西電力落合発電所	中津川市
	(右岸) 中津川市坂下字下畑から 阿市山の田川合流点まで	14.0								
飛 騨 川	下呂市萩原町山之口川合流点から 関市小川谷合流点まで	24.1	下呂市土 事務所長	(テレ) 上 呂	下呂市萩原町上呂成井	国土 交通省	3.90	4.50	久々野水位観測所	下呂市
宮 川	高山市千鳥えん堤から 飛騨市古川町養川合流点まで	21.7	高山市土 事務所長	(テレ) 高 山	高山市下三之町	県	1.60	2.50	岐阜地方気象台	高山市
			高山市土 事務所長	(テレ) 宮川下切	高山市下切町	県	1.70	3.40	岐阜地方気象台	高山市
			古川市土 事務所長	(テレ) 古川大橋	飛騨市古川町下気多	県	2.80	3.30	岐阜地方気象台	高山市 飛騨市
高 原 川	飛騨市神岡町北陸電力近町発電所浅井田ダムから 阿市延岡橋まで	8.3	古川市土 事務所長	(テレ) 西里橋	飛騨市神岡町船津	国土 交通省	2.90	3.70	北陸電力浅井田ダム	飛騨市
荒 城 川	高山市国府町宮地から 飛騨市宮川合流点まで	7.6	古川市土 事務所長	(テレ) 向 町	飛騨市古川町武之町	県	0.30	1.10	高山市役所 飛騨市役所	高山市 飛騨市

※旧:落合水位観測所

水 防 警 報 発 表 受 報 用 紙

_____ 水防警報 第 _____ 号 (準備) 出動 情報 解除)	
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分	
岐阜県 _____ 土木事務所長 発表	
順序 符号	本文
イ	時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cmで _____ 水位 _____
ロ	時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cmで _____
ハ	_____ 上昇中である。
ニ	これが最高水位と _____
ホ	上流 _____ の水位は _____ m _____ cmで _____ 上昇中である。 流量は _____ m ³ /s
ヘ	時 _____ 分発表の _____ 川洪水 _____ によれば _____ 時に _____ の水位は _____ m _____ cmになる見込みである。
ト	_____ 地方気象台発表の _____ によれば今後なお _____ 上流山間部 _____ 川流域 _____ 県地方 _____ 部 _____
チ	_____ mmの _____ が予想される。
リ	減水中である。
リ	_____ の水位は _____ 時に _____ m _____ cm 流量は _____ 時に _____ m ³ /s

※水位上昇の選択の目安

直近30分の水位上昇量		
15cm未満	15cm以上30cm未満	30cm以上
かんまんに	刻々	急激に

順序 符号	本文
ヌ	_____ 市 _____ 地方では _____
ル	_____ 河川の水位は一旦 _____ 再び _____
ヲ	本地区 _____ せられたい。
ワ	本地区の水防警報を解除する
力	(イ〜ワ以外の補足事項)

(注)

- I. 記入要領 { _____ の部分は名称、地名、数字を入れる。
_____ の部分は字句の不要な場合に使う。
- II. 通達要領 { 発信者は始めに一句毎に読み、次に通して読む。
必ずくり返して、2度読むこと。
受信者は間違いのないよう必ず復唱すること。

(水防隊本部用)

水 防 警 報 の 伝 達 結 果		
一斉指令(無線)終了時刻	ファックス伝達終了時刻	
時 _____ 分	時 _____ 分	

水 防 警 報 対 象 水 位 観 測 所		
観測所名	水防団待機 水位 _____	氾濫注意 水位 _____ 計画 水位 _____

水 防 警 報 の 確 認 先		
連絡先	電話	確認者 確認時刻

★市町村担当者様へ : 本件の問合せは、発表土木事務所へお願い致します。
★報道機関関係者の方へ : 本件の問合せは、岐阜県河川課 (058-272-8603) へお願い致します。

第2編 水防管理団体が実施する 水防活動

第1章 水防管理団体

第2編 水防管理団体が実施する水防活動

第1章 水防管理団体

第1節 水防管理団体

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体は、次の23団体である。

土木 事務所	水防管理団体の名称	管理者名	事務所所在地	電話番号	管轄区域
岐阜	岐阜市	岐阜市長	〒500-8701 岐阜市司町40番地1	(058)265-4141	岐阜市（西部、厚見、長森南、長森北、長森西、長森東、旧柳津町の区域のうち境川以東の区域を除く。）一円
	羽島市	羽島市長	〒501-6292 羽島市竹鼻町55	(058)392-1111	羽島市一円
	木曽川右岸地帯 水防事務組合	笠松町長	〒501-6074 羽島郡笠松町新町42	(058)387-2022	岐阜市（西部、厚見、長森南、長森北、長森西、長森東、旧柳津町の区域のうち境川以東の区域）、各務原市（旧稲羽町、旧那加町の一部の区域。）、岐南町、笠松町
	瑞穂市	瑞穂市長	〒501-0293 瑞穂市別府1288	(058)327-4111	瑞穂市一円
	本巣市	本巣市長	〒501-1292 本巣市文殊324	(0581)34-2511	本巣市一円
大垣	大垣輪中水防事務組合	大垣市長	〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所内	(0584)81-4111 内線2618	大垣市（旧墨俣町、旧上石津町を除く）一円、神戸町（瀬古、前田、中沢、加納）、輪之内町（福東川西）
	大垣市	大垣市長	〒503-8601 大垣市丸の内2-29	(0584)81-4111 内線2618	大垣市（旧墨俣町、旧上石津町）
	海津市	海津市長	〒503-0695 海津市高須515	(0584)53-1111	海津市一円
	養老町	養老町長	〒503-1392 養老郡養老町高田798	(0584)32-1100	養老町一円
	垂井町	垂井町長	〒503-2193 不破郡垂井町宮代 2957-11	(0584)22-1151	垂井町一円
	神戸町	神戸町長	〒503-2392 安八郡神戸町神戸1111	(0584)27-3111	神戸町（瀬古、前田、中沢、加納、西座倉を除く。）
	輪之内町	輪之内町長	〒503-0292 安八郡輪之内町 四郷2530-1	(0584)69-3111	輪之内町（福東川西を除く。）一円
	安八町	安八町長	〒503-0198 安八郡安八町氷取 161	(0584)64-3111	安八町一円
揖斐	揖斐川水防事務組合	揖斐川町長	〒501-6074 揖斐郡揖斐川町 上南方 1-1 揖斐総合庁舎内	(0585)23-1111	揖斐川町北方字西平地先から大野町根尾川合流点までの揖斐川左岸。 揖斐川町大字上野字東広尾地先から池田町大字白鳥地先まで揖斐川右岸。
	大野町	大野町長	〒501-0592 揖斐郡大野町大野 80	(0585)34-1111	大野町（揖斐川左岸を除く。）

土木 事務所	水防管理団体の名称	管理者名	事務所所在地	電話番号	管轄区域
美濃	関市	関市長	〒501-3894 関市若草通 3-1	(0575)22-3131	関市一円
	美濃市	美濃市長	〒501-3792 美濃市 1350	(0575)33-1122	美濃市一円
多治見	多治見市	多治見市長	〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15	(0572)22-1111	多治見市一円
	土岐市	土岐市長	〒509-5192 土岐市土岐津町 土岐口 2101	(0572)54-1111	土岐市一円
恵那	中津川市	中津川市長	〒508-8501 中津川市 かやの木町 2-1	(0573)66-1111	中津川市一円
	恵那市	恵那市長	〒509-7292 恵那市長島町 正家 1-1-1	(0573)26-2111	恵那市一円
高山	高山市	高山市長	〒506-8555 高山市花岡町 2-18	(0577)32-3333	高山市一円
古川	飛騨市	飛騨市長	〒509-4292 飛騨市古川町 本町 2 番 22 号	(0577)73-2111	飛騨市一円

2 指定水防管理団体以外の水防管理団体

指定水防管理団体以外の水防管理団体は、次の20団体である。

土木事務所	団体数	内容
岐阜	3	各務原市、山県市、本巣郡北方町
大垣	1	不破郡関ヶ原町
揖斐	2	揖斐郡揖斐川町、池田町
郡上	1	郡上市
可茂	10	美濃加茂市、可児市 加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、七宗町、白川町、東白川村、可児郡御嵩町
多治見	1	瑞浪市
下呂	1	下呂市
高山	1	大野郡白川村
計	20	

第2節 水防管理団体の非常配備

(1)本部員の非常配備

各水防管理団体本部員（水防事務担当）の非常配備については岐阜県水防隊本部員に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその態勢を整備するとともに本年度水防計画に明記すること。

なお、非常配備につく時期及び解除については、水防管理者は、水防隊本部長の発する水防指令又は水防警報その他状況判断のうえ自主的に行うべきであるが、水防上緊急を要するときは知事は法第30条に基づき指示することがある。

(2)出動準備

水防管理者は、次の場合管下水防団又は消防機関に対し、出動準備をさせる（法第17条）。

- ア 河川又はため池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。
- イ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想されるとき。

(3)出動

水防管理者は、次の場合直ちに管下水防団又は消防機関をして、あらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせる。この場合は、直ちに水防隊本部に報告すること。

- ア 河川又はため池の水位が出動水位に達したとき。
- イ 気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

第3節 水防管理団体の水防計画

(1)水防管理団体の水防計画作成要領

- ①指定水防管理団体は、毎年水防計画（具体的実施計画）を岐阜県水防計画及び次に示す基準により出水期前までに作成し、知事に遅滞なく届け出るものとする。また、水防計画を変更したときも、その都度届け出るものとする。
- ②水防計画策定については、水防協議会（又は防災会議）に諮って、より詳細に、より具体的に、あらゆる想定しうる事態を予期して作成し、これを住民に周知徹底するように努めるものとする。
- ③知事へ届け出た水防計画は、遅滞なく関係警察署長及び消防署長に報告しておくものとする。
- ④非指定水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて水防計画を作成し、管轄土木事務所長に提出するものとする。

(2)水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、特に通信施設の充実、通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、水防計画作成の手引き（案）（水防管理団体版）を参考にし、現地に即し、あらゆる事態を想定して、具体的な計画を樹立するものとする。

第4節 水防管理団体の水防訓練等

(1)水防管理団体の水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防訓練等を実施する。また、中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

①水防訓練実施要領

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いため、次の項目に基づいて充分訓練を行うこと。

- ア 観測（水位、雨量、風速等）
- イ 通報（電話、無線、伝達等）
- ウ 動員（水防団、消防団、水防協力団体、応援等）
- エ 輸送（資材器具、人員等）
- オ 工法（水防工法）
- カ ひ門、角落し等の開閉操作
- キ 避難（危険区域居住者の避難）

②水防訓練の実施時期

- ア 指定水防管理団体は、6月末までに行うこと。
- イ その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準ずる。

(2)岐阜県の訓練

県の総合訓練は、岐阜県地域防災計画に基づき行う。また、岐阜、愛知、三重の三県及び国土交通省との連合水防演習及び岐阜、愛知、三重、長野及び静岡の五県及び国土交通省との連合水防演習をそれぞれ2年に1回行う。

(3)重要水防箇所の周知

県は、水防管理団体が洪水時等に迅速かつ的確な水防活動を行えるよう、出水期前及び洪水経過後において、水防管理者及び水防団等と合同で河川の巡視を行うなどして、重要水防箇所の周知を行う。

(4)岐阜県排水ポンプ車の訓練

県は、岐阜県が保有する排水ポンプ車が洪水時等に迅速かつ的確な活動を行えるよう、出水期前において一般社団法人岐阜県建設業協会と合同で訓練を行うなど、操作の習熟に努める。

第2章 水 防 活 動

第2章 水防活動

第1節 監視と警戒

(1)常時監視

- ①法第9条に基づき、水防管理者は水防区域内の河川堤防等の延長1km又は2km毎に監視員を設け、随時区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、速やかに、河川管理者（国土交通省管理区間にあっては管理河川事務所長、県管理区間にあっては管轄土木事務所長）に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- ②河川管理者は、浸透・侵食のおそれのある区間を水防管理団体に情報提供することとし、出水期前に河川管理者と水防管理者は当該箇所を毎年確認しなければならない。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。
- ③ため池管理者（関係市町村長）は、①に準じ、巡視及び措置をとるものとする。

(2)非常警戒

- ①水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、水衝部その他と重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の班に別れて巡回し（中小河川にあっては適宜班を構成する。）、特に、次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに水防支隊長及び河川管理者に報告するとともに水防作業を開始する。
 - ア 裏法の漏水、飽水による亀裂及び崩壊又は堤内地盤からの漏水
 - イ 水衝部の表裏法面の亀裂又は崩壊
 - ウ 堤防天端の亀裂又は沈下
 - エ 堤防の越水状況
 - オ ひ門周辺の漏水と扉の締まり具合
 - カ 橋りょうその他の構築物と堤防との取付部分の異状、又は流木などの堆積状況
- ②河川管理者は、浸透・侵食の恐れのある区間を水防管理団体に情報提供することとし、出水期前に河川管理者と水防管理者は当該箇所を毎年確認しなければならない。
- ③水防管理者は、①の監視の結果、堤防を道路として兼用している区間において、堤体自体が危険であると判断した場合には、①に規定の措置をとるとともに、速やかに、道路管理者に対し、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限の措置を要請する。
- ④ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 地域の山崩れの状態
 - ウ 流入水及びその浮遊物の状態
 - エ 余水吐及び放水路付近の状態
 - オ 重ね池の場合はその上部のため池の状態
 - カ ひ管の漏水による亀裂及び崩壊

(3)警戒区域の設定

- ①法第21条及び第24条により水防活動上必要ある場合は、警戒区域を設定し無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者をして水防に従事させる。
- ②法第22条に基づき、水防管理者は水防のために必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

第2節 水門、閘門、堰堤及びため池操作

- ①水門・閘門・堰堤及びため池等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。水防上重要な排水機は資料編 第9、ひ管・ひ門及び陸閘は資料編 第10、発電所堰堤は資料編 第8、防災のため池は資料編 第11のとおりである。
- ②前項の管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障がないように点検整備しなければならない。

第3節 水防作業

(1)工法

工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を並施し、初めてその目的を達することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。工法を選ぶに当たっては堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を施工する。

(2)水防上の心得

- ①水防作業を行う際は、保安帽やライフジャケットを着用することなど、自己の安全確保に充分留意する。
- ②水防活動時の安否確認を可能にするため、携帯電話等が不通となった場合でも利用可能な通信機器の確保に留意する。
- ③水防活動時には、大雨・洪水等の気象情報を常に確認するよう留意する。
- ④命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ⑤作業中は、私語を慎み、終始敢闘精神をもって守りぬく。
- ⑥夜間など特に言動に注意し、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言語を発してはならない。
- ⑦命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、水防員が緊張によって疲れないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- ⑧洪水時において堤防に異状の起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。ただし、法崩落・陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の3/4位に減少した時が最も危険）ので、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

(3)応援

①水防管理団体の応援

法第23条に基づき水防管理者は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、市町村長、消防団長に対して応援を求めること。応援のため派遣せられる者は所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

②自衛隊の応援

水防管理者は、岐阜県地域防災計画に定めるところにより、自衛隊法第83条第1項の規定に基づく知事の自衛隊への派遣要請について依頼することができる。派遣要請の依頼の手続き等については、岐阜県地域防災計画の定めるところによる。

応援のため派遣された自衛隊の部隊（以下「派遣部隊」という。）は、水防隊本部から水防支隊へ、水防支隊から水防管理団体へ引継ぐものとする。

水防隊本部及び水防支隊は、派遣部隊並びに水防管理団体その他関係機関との連絡にあたるため、連絡員を指定し、その連絡に当たるものとする。

水防管理者は、派遣部隊並びに水防支隊等との連絡を緊密にするための連絡場所を設け、責任者を定めて常に連絡窓口を統一し、作業の実施についても派遣部隊の現地指揮官と協議して行うよう努めること。

(4)相互協定

隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関してあらかじめ相互協定をしておかなければならない。

(5)愛知、三重両県との協力

木曽、揖斐、長良三川の洪水対策については、木曽川洪水予報連絡会を結成し、相互に気象、水位、流量等の情報を交換し、もって水害の軽減防止に努めることとなっている。

第4節 緊急通行

(1)緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

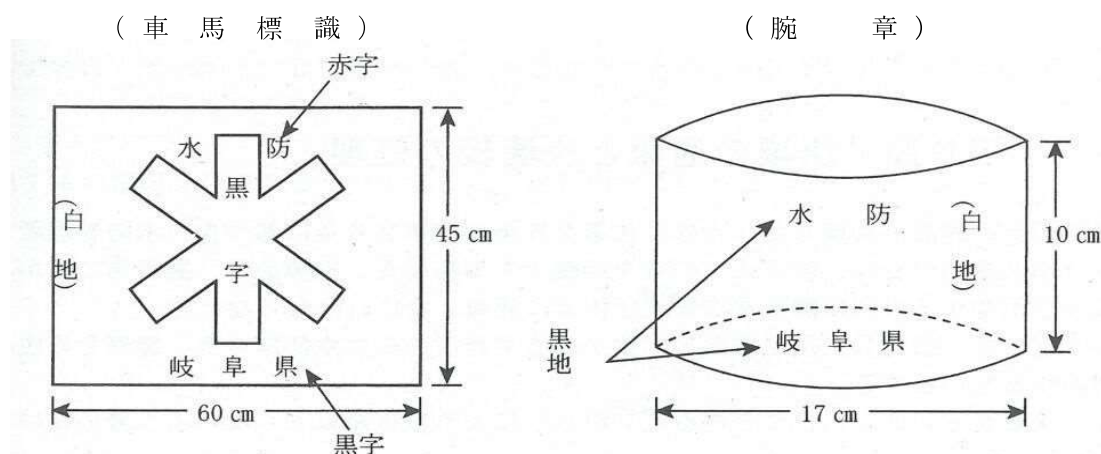
(2)損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 水防標識

①水防指導のため、現場に赴く職員及び車馬優先通行標識は、次のとおりである。

②水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。



第6節 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が、出動すべきことを知らせるもの。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
第4信号	必要と認める区域内の居住者に、避難のため立退くべきことを知らせるもの。

水防信号は、次表の方法によって表わすものとする。

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○
第4信号	乱打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○ - 休止 ○ - 休止 ○
備考	・ 信号は、適宜の時間継続すること。 ・ 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 ・ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。 ・ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

第7節 決壊・漏水等の通報と決壊後の処理

- ① 堤防その他の施設が決壊又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を所轄土木事務所長、県事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。
土木事務所長、県事務所長は水防隊本部、警察その他必要な所に連絡するものとし、通報を受けた土木事務所は水防上安全であるかどうかの確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告に資する事象として情報提供するものとする。
また、決壊後といえども、でき得る限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。
- ② 県は、管理する河川が氾濫した場合などに、県が保有する排水ポンプ車を活用し、被害の軽減、早期復旧に努めるものとする。

第8節 費用負担と公用負担

(1)費用負担

水防に要する費用は、法第41条の規定による当該区域を管轄する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と、応援した水防管理団体との間の協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。（法第42条）

(2)公用負担

①法第28条の規定により水防のため必要あるときは水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

また、水防管理者から委任を受けた者は下記アからエ（イにおける収用を除く。）の権原を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

②公用負担権限証明書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要な場合はこれを提出しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書	第	号
身 分		
氏 名		
水 防 管 理 者		
右の者は 水 防 団 長 氏 名 の命に基づき〇〇の区域における水防法第28条		
消防機関の長		
第1項の権限を行使するものであることを証明する。		
年 月 日	水防管理者	氏 名 印
	又は水防団長	
	消防機関の長	

③公用負担の証票

法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

○ ○ ○ の 証				
負 担 者				
住 所 氏 名				
物 件	数 量	負担内容(使用、収用、処分等)	期 間	摘 要
年 月 日				
命令者 氏 名 印				

④損失補償

①の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

第9節 避難のための立退

- ①洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき知事（又はその命を受けた水防隊員）若しくは水防管理者は必要と認める区域に対し、無線通信、ラジオ、信号あるいは広報網その他の方法により立退又はその準備を指示する。
ただし、水防管理者が指示する場合は最寄りの警察派出所若しくは、駐在所を経て当該区域を管轄する警察署長と当該区域を管轄する市町村にその旨通知すること。
- ②水防管理者は、地元警察署長と協議のうえ事前に立退計画を作成し、予定立退先、経路、誘導者信号等必要な措置を講じ、この計画を次の様式により水防本部長に報告するとともに、第1章第3節による水防管理団体の水防計画にも明記するものとする。

避難のための立退計画一覧表

水防管理団体名

水防管理者名

河川名	決壊予想位置			戸数	人員	避難位置			氾濫面積 ha	決壊通知及び連絡責任者	避難命令責任者	巡視者及び誘導者	避難等に使用する自動車等の台数	摘要
	町村	大字	字			町村	大字	字						

第10節 輸送

水防管理団体は非常の際の輸送を確保するため、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておくこと。

例えば、水防本部、土木事務所資材倉庫、国土交通省地方関係機関、水防管理団体等相互の連絡経路及び資材輸送の機動力確保等についても、前もって調査し具体策を立案しておくこと。

第11節 水防報告と水防記録

(1)水防活動の記録

水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめた水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

- ①天候の状況及び警戒中の水位観測表
- ②警戒出動及び解除命令の時刻
- ③水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び人員
- ④水防作業の状況
- ⑤堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- ⑦法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類及び数量並びに使用場所
- ⑧障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- ⑨土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所氏名とその事由
- ⑩応援の状況
- ⑪居住者の出動の状況
- ⑫警察の援助状況

- ⑬現場指揮者氏名
- ⑭立退の状況及びそれを指示した理由
- ⑮水防関係者の死傷
- ⑯功労者及びその功績
- ⑰事後の水防に考慮する必要がある点、その他水防管理者の所見
- ⑱堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- ⑲その他必要な事項

(2)水防活動実施の報告

第1号様式

- ①各水防管理団体及び土木事務所で水防活動を実施したときに作成する。
- ②水防管理団体は、次の調査対象期間ごとに、その期間終了後4日以内に所管土木事務所長あて2部提出する。ただし、当該期間内において水防活動を行わなかった場合は、報告の必要はない。

- | | |
|--------|---------------|
| 調査対象期間 | ① 1月1日～5月末日 |
| | ② 6月1日～7月末日 |
| | ③ 8月1日～9月末日 |
| | ④ 10月1日～12月末日 |

第2号様式

- ①土木事務所長は、各水防管理団体から提出された第1号様式を集計して第2号様式を作成する。
- ②土木事務所長は、各調査対象期間終了後6日以内に、第2号様式に第1号様式を付して、県土整備部長あて1部提出する。

第3号様式

- ①第1号様式及び第2号様式による定例報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が予想される場合は、別途異常気象等による特定の期間の水防実施状況について本様式により報告を求めることがある。
- ②各水防管理団体は、県土整備部長より、上記照会があった場合は、直ちに所管土木事務所長あて2部提出する。
- ③土木事務所長は、各水防管理団体より提出された本様式に集計表を付して県土整備部長あて1部提出する。
- ④集計表は、本様式を利用する。

水防活動実施報告書

水防管理団体等名 _____

自	年	月
至	年	月

作成責任者 _____

区 分	水防活動	使 用 資 材 費		
	活動延人員	主要資材	その他資材	計
前 回 迄	人	円	円	円
月 分				
月 分				
月 分				
小 計				
累 計				

注1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2. 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

3. 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

4. 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

水防活動実施報告書

土木事務所名 _____

〔 年 月 から
年 月 まで 〕

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 25 万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延人数	主要資材	その他資材	計	団体数	主要資材	使用資材費 その他資材 計	
前回迄		人	円	円	円				
月分 ()									
月分 ()									
月分 ()									
小計									
累計							円	円	円

注1. 「団体数」欄の () 書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

2. 「左のうち主要資材 25 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、「累計」欄のみ記入すること。

3. 本表は、各水防管理団体から提出された第1号様式を集計して作成すること。

4. 土木事務所は、本表を作成し、第1号様式を各1部添付すること。

水 防 実 施 報 告 書

(水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成するもの)

作成責任者

水 防 管 理 団 体 名		指 定 ・ 被 指 定 の 別		令 和 年 月 日			合 計	
水防実施等の台風名又は豪雨名		報告年月日		管理団体分			県 分	合 計
出水の概要	出水位	川	は、隠水位 (警戒水位)	雨量	m	mm	m	円
水防実施箇所	左・右岸	支 川	地先	m				
日 時	自 月 日 時 分	至 月 日 時 分						
出動人員	水防団員	消防団員	自衛隊員	その他	計			
	人	人	人	人	人			
水防作業の概況及び工法	工 法							
	箇所数							
水 防 の 結 果	堤防	田	畑	家屋	一般	鉄道	人口	
	m	m ²	m ²	戸	戸	ヶ所	人	
効果	m							
被害								
水防活動に関する自己批判								

第3章 水 防 施 設

第3章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資器材等

(1)水防管理団体における水防倉庫及び水防資器材の整備

水防管理団体は、所管する水防区域内の適切な場所に水防倉庫を設置するとともに、それぞれの地域において実施が想定される水防工法に必要な水防資器材の品目・数量を検討の上、適切に整備、補充、更新を行うものとする。なお、従来の資器材より強度・機能において優れた代用物がある場合は、それらを整備することができるものとする。

(参考) 水防倉庫 1 棟 (床面積33㎡) に整備する水防資器材の品目及び数量の例

品名	単位	数量	品名	単位	数量
土のう袋	枚	5,000	ペンチ	丁	10
ロープ (縄)	kg	500	シャベル	丁	30
鉄線	kg	100	つるはし	丁	10
シート	枚	100	たこ	丁	8
杭	本	400	掛矢・ハンマー	丁	30
鋸	丁	10	照明器	台	3
斧	丁	5	発電機	台	1

※「積み土のう工」及び「シート張り工」の実施を想定

(2)県における水防資器材の整備

県は、水防管理団体が行う水防活動を支援できるよう、水防管理団体の水防資器材の整備状況等を参考に、支援に必要と考えられる水防資器材を適切に整備するよう努めるものとする。

(3)県の水防資器材の使用

水防支隊長は、水防管理者又は水防協力団体から水防資器材の補給の要請があった場合は、可能な範囲で応じるよう努めるものとする。また、水防隊本部は、水防活動の状況に応じて、本部の水防資器材を水防支隊に補給するよう努めるものとする。

(4)水防倉庫及び水防資器材等の現況

水防管理団体及び県が管理する水防倉庫は資料編第2のとおりであり、水防資器材等の現況は資料編第3のとおりである。

第2節 土のう用土砂の採取予定地の選定

水防管理団体はあらかじめ河川管理者と協議の上、土のう用土砂採取予定地を選定し、立札をもって明示するものとする。また、あらかじめ運搬経路の確認に努めるものとする。

第3節 無線施設

(1)防災行政無線施設

防災行政無線施設は、次のとおりである。（資料編第12 参照）（令和4年4月1日現在）

防災行政無線施設

施設種別		施設数	備考
中心機関	統制局	1局	
	県庁局	1局	
	防災支部局	9局	各総合庁舎9：地上・衛星・多重局
	支部局以外の多重局	2局	ふれあい＋古川土木：地上・衛星・多重局
	端末局	66局	市町村42＋消防本部20＋県現地4：地上・衛星局
	地上系端末局	12局	県現地機関12
	無線中継局	14局	
その他防災関係機関	支部局以外の多重局	1局	气象台：地上・多重局
	端末局	37局	自衛隊3＋災害拠点病院14＋広域防災16＋放送局3＋木曽川右岸
小計		143局	
移動系	ハンディ無線機	98局	(260MHz)
	車載無線機	85局	(260MHz)
	半固定無線機	126局	(260MHz)
	携帯局	18局	(150MHz・ヘリコプター移動局2局を含む)
小計		327局	
合計		470局	

(2)水防管理団体の無線施設

水防管理団体の設置する無線設備は、次のとおりである。

固定局	3局
移動局	97局

第4章 重要水防箇所

第4章 重要水防箇所

第1節 定義

堤防の破堤、河川からの溢水、氾濫により人命、財産に重大な被害を及ぼす箇所で、水防活動を重点的に行う必要のある箇所をいう。

第2節 国管理区間における重要水防箇所

直轄管理区間における重要水防箇所は、資料編第1①のとおりである。評価基準については、次のとおりである。

重要水防箇所評価基準

種 類	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	○計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	○計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	○堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 ○堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 ○水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	○堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 ○堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 ○水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 類	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
基礎地盤 漏水	○堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 ○基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 ○水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	○堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 ○堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 ○水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝 ・ 洗掘	○水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 ○橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ○波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	○水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	○河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 ○橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	○橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			○出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・ 破堤跡 ・ 旧川跡			○新堤防で築造後３年以内の箇所。 ○破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			○陸閘が設置されている箇所。

・重点区間：水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

第3節 県管理区間における重要水防箇所

(1) 県管理区間における重要水防箇所は、資料編 第1②のとおりである。

(2) 評定基準については、次のとおりである。

注意度Aとは、被害が次に該当するところとする。

1. 人命の危険に及ぶと想定される場合
2. 住居浸水が相当数になると想定される場合
3. 国道・県道等が冠水し、交通不能が1日以上にわたるものと想定される場合
4. その他重大な被害が想定される場合

注意度Bとは、被害が次に該当するところとする。

Aより被害が軽微であると想定されるが、注意を要する箇所。

「重要水防箇所」を指定する場合の点検項目

1 堤防高の不足	①河川整備計画による計画堤防高より低い堤防 ②最近の出水において越水氾濫のあった堤防 ③被災水位までの築堤となっている堤防
2 漏水	①堤体から漏水の実績がある堤防 ②漏水対策工事を実施したが、まだ日の浅い堤防 ③漏水のおそれが想定される堤防
3 堤防断面が小さい	①標準的な堤防断面形より小さな堤防（堤防の法勾配が2割より堤防急であったり、天端幅が非常に小さい一般に剃刀堤といわれる堤防。）
4 堤体の強度不足	①堤体や基礎地盤の土質が軟弱で法崩れや沈下の実績がある堤防 ②法崩れ、沈下対策工事を実施して、まだ日の浅い堤防
5 水衝部（水当たり）	①洪水時に水衝部となり、堤体、護岸、根固め、水制等に不安のある堤防
6 洗掘	①護岸、根固め等の前面が異常に洗掘されている箇所
7 工事施工中	①出水期を控え堤防を掘削したり、仮締切工事を実施中の堤防 ②樋門、樋管工事等堤防を掘削した工事が完了して、まだ日の浅い堤防
8 堤防を横断する工作物	①老朽した樋門、樋管等の堤防横断工作物
9 河川を横断する工作物（発電用の施設を除く）	①可動扉の作動が、洪水の疎通に重大な影響のある施設 ②取付護岸の不備 ③老朽工作物
10 陸閘	①陸閘が設置されている箇所
11 疎通能力の不足	①河道が狭少で、氾濫が頻発している箇所
12 護岸不備	①必要である護岸がなされていない箇所 ②護岸が老朽、ぜい弱であったり、被災を受け未だ復旧、修繕の行われていない箇所

第5章 浸水想定区域における 円滑かつ迅速な避難を 確保するための措置

第5章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定

1 これまでの取り組み

水防法第14条により、国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表することとされている。

水害はどの河川でも起こりうることから、県では、独自の追加的な取り組みとして、洪水予報河川及び水位周知河川以外のすべての県管理一級河川についても、水害危険情報図等により洪水浸水想定区域を公表するとともに、当該区域内にある要配慮者利用施設についても避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進するよう、市町村に呼び掛けてきた。

2 令和3年度の水防法改正への対応

令和3年度の水防法改正により、一級河川のうち、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川についても、新たに、洪水浸水想定区域の指定対象河川として追加されることとなった。

この改正を受け、県は、これまで独自の取り組みとして公表していた水害危険情報図等による洪水浸水想定区域を、新たに、改正後の水防法に基づく洪水浸水想定区域として追加指定するものとする。

3 洪水浸水想定区域の公表

水防法第14条第3項により、洪水浸水想定区域を指定したときは公表することとされている。県では、洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域について、河川課ホームページのほか、次のホームページで公表している。

令和3年度の水防法改正により、洪水浸水想定区域を追加した場合は、速やかに公表し、周知を図る。

※ぎふ山と川の危険個所マップ <https://kikenmap.gifugis.jp/>

第2節 洪水ハザードマップ

1 これまでの取り組み

浸水想定区域をその区域に含む市町村は、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設の表示等、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な情報を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、各世帯に提供してきた。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、ホームページに掲載する等の方法により、住民への周知に取り組んできた。

2 令和3年度の水防法改正への対応

令和3年度の水防法改正により、一級河川のうち、洪水による災害の発生を警戒すべきも

のとして国土交通省令で定める基準に該当する河川についても、新たに、洪水浸水想定区域の指定対象河川として追加されることとなった。

この改正を受け、県は、これまで独自の取り組みとして公表していた水害危険情報図等による洪水浸水想定区域を、新たに、改正後の水防法に基づく洪水浸水想定区域として追加指定するものとする。

この追加指定により市町村においては、洪水ハザードマップの修正が必要となる。県は、市町村に対し、修正を推進するよう周知を図るものとする。

また、当該追加指定区域内にある要配慮者利用施設について、今後は、水防法に基づく義務として、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を行うことが必要となる。当該追加指定区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が行われるよう、市町村に対し周知を図るものとする。

第3節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

1 これまでの取り組み

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めることとされその結果を市町村の長に報告することとされている。

また、市町村は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めることとされている。

このため、県では、要配慮者利用者施設の所有者又は管理者に対して、web講習会等を開催し、避難確保計画の作成方法を説明し、計画作成等の推進に取り組んできた。

2 令和3年度の水防法改正への対応

令和3年度の水防法改正により、市町村の長は、前述の報告を受けたときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができることとなった。この改正を受け、県は、市町村に対し、必要に応じてこの助言又は勧告を行うよう、周知を図るものとする。

第4節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、及び水位周知河川等について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地

下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第5節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第6節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第7節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村の長に報告するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第 8 節 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

水防管理者が指定した浸水被害軽減地区は、以下に記載のとおりである。

名称	指定番号	位置	高さ
福束輪中堤	1 号	輪之内町南波字左馬殿下 1248 番地 1 及び 2 輪之内町南波字村上 663 番 1、879 番 2.3.4.6 及び 10、881 番 3、1154 番 3.4.7.8.9 及び 10 輪之内町本戸字河戸 300 番 2.3.5.6.8.9.10.12.13.20.21.23.24 及び 25 327 番 2、329 番 及び 6、346 番 2 及び 3 輪之内町字一色 2249 番 4、2250 番 3、2251 番 5、2260 番 3.4.5.6.7.10.12.13.14.16.17 及び 20、2261 番 4、2496 番 7.8 及び 9 輪之内町楡俣字郷蔵下 2501 番 4 及び 6、2510 番 6、2670 番 4、2678 番 3.4.5.11.12.13.14 及び 15、2683 番 3 輪之内町字十連防 1666 番 3.4.5 及び 9、1667 番 4、1696 番 3.6 及び 7、1700 番 8.9 及び 15、1703 番 4.5.9.10.13 及び 15 輪之内町楡俣字村西 3075 番 6、3080 番 3、3254 番 4.5 及び 6 輪之内町楡俣字村前 2684 番 4.5 及び 12、2685 番 3、2686 番 3、2688 番 3 輪之内町楡俣字堤外村西 3340 番 4	9.0～10.7m

第 9 節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、次節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第 10 節 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第 1 1 節 水防協力団体の監督等

水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

第 1 2 節 水防協力団体の情報の提供等

国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第 1 3 節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（水防法第32条の3）

第 1 4 節 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

